

**議 事 録**  
**名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会**  
**第 1 6 回**

1. 日 時： 平成 26 年 3 月 3 日（月） 13:00～17:00

2. 場 所： 環境省 第 1 会議室

**3. 議事次第**

- 1) 検討会報告書（案）について
- 2) その他

**4. 配布資料**

資料 1：検討会報告書（案）

資料 2：「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書（案）」に対する意見の募集の結果について

資料 3：報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見概要

参考資料 1：「名古屋議定書に係る国内措置の検討状況に関する説明会」等の実施結果について

参考資料 2：報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見

参考資料 3－1：EU 規則案（2014/1/22 欧州議会環境委員会資料）（原文）

参考資料 3－2：EU 規則案（2014/1/22 欧州議会環境委員会資料）（環境省暫定仮訳）

**5. 出席者**

**（委員）**

磯崎座長、浅間委員、小幡委員、小原委員、鈴木委員、炭田委員、寺田委員、二村委員、藤井委員、丸山委員、吉田委員

**（関係府省）**

外務省、農林水産省、経済産業省、文部科学省

**（事務局）**

- 環境省：星野自然環境局長、亀澤自然環境計画課長、堀上生物多様性施策推進室長、柴田企画官、中澤課長補佐、中島課長補佐、鮎川課長補佐、辻田係長、笠原係長、小林事務補佐員
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング：森口主任研究員、菌専門研究員

## 6. 議事録

### 開会

○**中澤補佐** 予定の時刻がまいりましたので、ただいまより、第16回名古屋議定書に係る措置のあり方検討会を始めます。

本日は、お忙しい中ご参加いただきましてありがとうございます。

開会に当たり、星野自然環境局長より一言ご挨拶を申し上げます。

○**星野自然環境局長** 皆さん、こんにちは。環境省自然環境局長の星野でございます。

名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

この検討会は、一昨年の9月に発足をさせていただきまして、1年半にわたってご議論をいただききたところでございます。本日が16回目ということでございます。産業界、学術研究分野、NGOの有識者の方々にお集まりをいただきまして、我が国にふさわしい国内措置のあり方について、毎回、長時間にわたって熱心なご議論をいただいたところでございます。会議でいただいた資料、各回でいただいたご意見は、議事録、参考資料という形で重要な記録として残しているところでございます。

昨年末には、検討会の報告書の案がまとまりまして、その後パブリックコメントにかけてさまざまなご意見を伺い、さらには、各地で説明会も行わせていただきました。そういう状況を踏まえまして、今回の16回目に、私どもとしては、いただいたご意見を踏まえた報告書の最終的な取りまとめの案をお示しいたしておりますので、ご意見をいただければと思っております。

ちょうど先週、ABSに関する国際会議もございました。検討会を発足した1年半前の締約国、名古屋議定書を締結した国の数は5カ国だったわけでございます。現在は、発効に必要な50カ国の半数を超える29カ国が締結しているという状況でございます。先進国ではノルウェーが締結をしておりまして、EUも締結に向けたプロセスが進んでいると聞いております。50カ国が締結した後、議定書の規定に従いまして、90日後には発効することになります。これは、逆算いたしますと7月7日までに締約国数が50に達すると、今年10月に韓国のピョンチャンで予定されております第12回目の生物多様性条約締約国会議の時期に議定書の第1回締約国会議が開催されるということになるわけでございます。

7月7日というのはなかなか難しいかもしれませんが、我が国といたしましても、できる限り早い時期に議定書の締結を目指すこととしているところでございます。そのための重要なプロセスの一つであります、この検討会の報告書の取りまとめを、私どもとしても大変期待してございまして、その取りまとめ結果を受けて、政府部内でも、今後の締結に向けた議論を加速させていきたいと思っております。

本日も十分な時間をとらせていただいておりますので、皆様方の忌憚のないご意見を賜って、この名古屋議定書締結に向けた重要なプロセスとしての、この検討会の報告の取りまとめをぜひお願いをしたいと思います。

本日は、よろしく願いいたします。

○**中澤補佐** 続きまして、お配りいたしました資料の確認をさせていただきます。

資料1「検討会報告書(案)」です。これはパブリックコメントの対象にしていた報告書(案)で、表紙の日付のみ修正しています。

資料2「名古屋議定書に係る国内措置のあり方検討会報告書(案)」に対する意見の募集の結果につ

いて」です。これは、パブコメの実施結果です。資料 2 の表紙にパブコメの概要が書いてございまして、その添付資料として、資料 2-1 に「検討会で議論されていない観点からの意見」をまとめたもの。資料 2-2 に「意見一覧」として、提出された全ての意見を取りまとめています。

資料 3「報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見概要」です。

参考資料 1「名古屋議定書に係る国内措置の検討状況に関する説明会」等の実施結果について」です。参考資料 2「報告書案に国内措置の態様に関する内容を追記することについての意見」は、委員の皆様にも事前にお送りいただいた意見を添付しています。

参考資料 3-1 は、1月 22 日に開催された欧州議会環境委員会の資料となっていた「EU 規則案」の原文でございまして、参考資料 3-2 がその暫定訳になっております。参考資料 3-2 は、事前にお送りした資料には添付しておりませんでした。その他、資料につきましては、内容の面での修正はございませんが、一部、資料タイトルとか表現の適正化等を行った箇所がございます。

続きまして、本日ご欠席の西澤委員から、資料 2-1 についてご提出のあった意見と、吉田委員からご提供のあった、名古屋議定書を考える NGO 有志の会の見解書もお手元にあると思います。

今回も、前回までの資料、生物多様性条約、名古屋議定書のテキストをまとめたファイルをご用意させていただいております。

二村委員は、本日遅れていらっしゃるかと伺っています。足立委員、北村委員、西澤委員はご欠席です。本検討会は公開で行わせていただきます。

それでは、磯崎座長のほうに進行をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

**○磯崎座長** こんにちは。先ほどお話にもありましたように、今日の議事ですが、パブリックコメントで集められた意見についてということと、それから国内措置の態様に関してという、大きく二つについて議論を行いたいと思います。その上で、予定ですが、今回の検討会で報告書の最終取りまとめをしたいと考えています。

まず、今回のこの検討会の議事の進め方についてですが、事務局からお願いいたします。

**○辻田係長** それでは、今回の進め方についてご説明いたします。

まず、資料 2 により、事務局からパブリックコメントの実施結果の概要をご報告いたします。その後、資料 2-1 の検討会で議論されていない観点からの意見を中心にご確認いただきまして、報告書案への反映については、検討の対象とすべきパブコメ意見について委員の方々から取り上げていただきまして、その取り上げられた意見内容についてのみご議論いただく、というような形をとりたいと思います。

パブコメの内容についてのご検討の後には、座長よりご説明いただきましたとおり、国内措置の態様に係る内容の扱いについてご議論いただきたいと思います。その上で、最終的な報告書の取りまとめをしていただければと思います。

事務局からの説明は以上です。

**○磯崎座長** 内容的にはあまり変わらないですけども、このような形で今日の議論を進めたいと思いますが、何かその点についてご意見は、よろしいでしょうか。

(はい)

## 1) 検討会報告書(案)について

**○磯崎座長** それでは、具体的な議論に入る前ですが、パブリックコメントの実施経過、それから、そ

の得られた意見などを、どの資料に、どのような形でという、その取り扱いのされ方、それから資料の整理のされ方、それについてお願いいたします。

**○笠原係長** それでは当方から、パブリックコメントの募集の結果についてご説明させていただきます。

お手元に、資料 2 と、説明会の実施結果についてもご説明したいと思いますので、参考資料 1 をご準備いただければと思います。

まず、資料 2 ですが、パブリックコメントについては、環境省ホームページ、電子政府の総合窓口により周知させていただきました。意見の募集期間は、昨年、平成 25 年 12 月 27 日から本年 1 月 24 日まで実施しております。意見提出方法につきましては、郵送、ファクス、電子メールで受付をしております。意見提出先は、生物多様性施策推進室とさせていただきます。

参考資料 1 に飛ばさせていただきますけれども、このパブリックコメントの募集期間中に、「名古屋議定書に係る国内措置の検討状況に関する説明会」を実施しまして、1 月 9 日～22 日の間に、全国 7 地域、札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、岡山、福岡で説明会を実施いたしました。

名古屋議定書の本体についてのご説明や、検討会での状況を、報告書(案)に基づいてご説明をして、国内措置に関する質疑や意見交換を行いました。学術区分、企業区分の 2 区分に分けておりましたけれども、学術区分で 383 名、企業区分で 143 名、計 526 名の方々にご参加いただきました。

また、そのほか、参考資料 1 の下のほうに記載しておりますが、農業・食品産業技術総合研究機構、日本学術会議の植物科学分科会／遺伝資源分科会、国立環境研究所との意見交換等を実施しております。資料 2 に戻りますが、2. 意見募集の結果のところをご覧ください。

意見提出のあった主体は、個人、団体のほか一部不明なものがありましたので「不明」としております。個人が 213、団体が 54、不明が 11、計 278 からの意見提出がございました。

寄せられた意見を項目別に整理いたしましたところ、延べ意見数は 1,351 件となりました。

このパブリックコメントの結果についての意見要旨は資料 2-1、資料 2-2 のとおりにまとめております。こちらについては、続いてご説明をさせていただきます。

**○辻田係長** では、続きまして、表形式の資料 2-1 と 2-2 について、まずは資料の構成についてご説明します。

まず資料 2-1 のほうですが、資料タイトルのとおり、これまでの 15 回の検討会で議論されていない観点からの意見と思われるものについてのみ取り上げたものになります。この表の左の「大項目」の欄から「頁行」の欄までは、各意見に対応する報告書案中の該当箇所について記載しています。真ん中の「意見番号」は、資料 2-2 における意見番号と対応する通し番号となっております。「意見要旨」の欄では、意見の要旨と、理由の記載がないとその意見の意図が不明瞭な場合に限って理由要旨を括弧書きで記載しています。「備考」欄では、意見の趣旨を踏まえて、その意見提出者の方が示した報告書案中の項目——この項目についての意見です、と指定された項目——よりも別の項目のほうが、より関わりが深いと考えられる場合に、その旨を記載しています。こうした場合には、ここ(資料 2-1)での記載は、より関わりが深いと考えられる項目に対応させた記載とさせていただきます。「意見数」の欄では、報告書案中の同じ項目への同じ趣旨の意見の合計数を記載しています。

次に、資料 2-2 は、パブリックコメントとして出された全ての意見を取りまとめたものです。

先ほどの資料 2-1 との違いは、「大項目」から「箇所」の欄までは、意見提出者が指定したとおりの記載としていること。また、資料 2-1 では、「頁行」という欄を設けていましたが、資料 2-2 では設けていないこと。逆に、資料 2-2 では「理由要旨」の欄、そして「対応案」という欄があることです。

「理由要旨」の欄で空白の部分がありますけれども、この場合は、理由については提出がなかったと示しています。「対応案」では、事務局において、それぞれの意見についての検討会としての対応の案を記載しております。例えば、提出のあった意見の趣旨は報告書案に既に記載があると考えられる場合には、「ご意見の趣旨は〇〇の項目に含まれていると考えます」というような回答案としております。一方、ご議論いただいた上で、あえて報告書案に記載していない内容に関する意見については、「ご意見の趣旨については、既に検討会で議論されています」というような書きぶりとしています。また、15回までの検討会で議論されていない観点からの意見と考えられるものについては、その旨を記載して、黄色で塗り潰しています。それらの意見をまとめたものが、資料 2-1 となります。そのほか、誤解に基づくと思われる意見などについては、説明を記載するなどしております。

この資料 2-2 は、本日のご議論を踏まえて、必要な修正を行った上で、「対応案」の「案」という字を取り、検討会報告書の参考資料 6 として位置づけることとしています。

説明は以上です。

**○磯崎座長** ありがとうございます。今のパブコメに関する整理の仕方、それから、その資料、特に 2-1、2-2 でちょっとずつ内容が違ってきます、それらに関してですが、何か、経緯と取りまとめ資料について質問はございますでしょうか。

(なし)

**○磯崎座長** そうでしたら、具体的に、どのような種類の、どのような内容のパブリックコメントが出されたのかという概略を把握したいと思います。

2-1 の資料に基づいて、3 回程度で、項目ごと、分類ごとに確認をしていきたいと思っております。その概略、それから検討している部分、2-1 の箇所、それに関連してご意見がございましたら、事務局からの説明の後、提言をしていただきます。2-1 で扱う項目は、これまでの検討会の報告書には必ずしも含まれていないとされる意見ですので、その中で、報告書に取り入れるべきであるという、あるいは、関連して、報告書の中でも記述をすべきであるという、そういう意見を出していただきたいということです。

これまでの検討会で一般的に、それからパブリックコメントに出すということで、前回議論したときに合意をしています。提言があって、その内容について、委員会としてコンセンサスが得られたものを記述対象にするというプロセスで行きたいと考えています。

提言の中で、ある程度はつきり、こういう文章で、あるいは、このような追加の書き方で、ということがわかる場合は、そういう提言にしていきたいと思っておりますし、文章として明確な提言までとはいうときには、内容についての提言をしていただいて、後日、メールベースで、関係者及び委員会全体との関わりで文案を固めるという、そのようなプロセスで行いたいと思っております。

というプロセスですが、そのようなプロセスでよろしいでしょうか。

(はい)

**○磯崎座長** それでは、最初ですが、2-1 に基づいて、3 ページ、遵守措置、(3) の終わりのところまでの部分についてお願いいたします。

**○辻田係長** 内容の説明に入る前に、若干補足ですけれども、この資料では、ABS の仕組みについて誤解を含んでいると思われるような意見でも、その全ての内容が誤解に基づくとも考えられず、かつ、新たな観点を含んでいると考えられるものについても扱っています。また、これまでの検討会での議論とは真逆と思われるような見解もございますが、新たな観点ではあると言えるであろうものについても扱っております。

当方からの説明の後のご議論では、時間の制約もありますので、ここに記載している内容に反対のご意見ですとか、誤った認識を正すためのご意見は、できる限り控えていただきまして、報告書案の中に反映すべき、賛同できる意見内容についてのみ取り上げていただければ幸いに存じます。

当方からの説明は、それぞれの項目について、何点か紹介する形とさせていただきます。

それでは、まず一番上の「遵守に関する国内措置」の「基本的な考え方」についてですけれども、一番上の行、550番では、2文目からになりますけれども、「議定書の目的はABSだが、国内措置においては、生物多様性の保全と持続可能な利用というCBDの本来の目的に合致した考え方を基に策定すべき」というような意見が出されています。

一つ飛んで、41番では、これも2文目からですけども、「初めは必要最小限の緩いレベルの措置から始めるべき」というようなご意見が出ています。

二つ飛んで、53番では、検討の前提となった国内外の状況について、理由の部分になりますが、「国内措置の実施には明確性も必要であるが、実施可能な部分から早期に施行することが求められる」というような意見が出ています。

下から3行目、136番では、適用の範囲の、特に病原体とコモディティの扱いに関して、2文目になりますけれども、「コモディティとしての輸入産品に付随して運ばれる微生物、昆虫等に対する検疫および調査研究等の利用を遵守措置の対象から明示的に除外すべき」との意見が出ています。

関連して、一つ飛んで137番では、「コモディティに随伴する微生物種に対する扱いについて、明確に示す必要がある」というような意見が出ています。

2ページに参ります。一番上の行、意見番号141番では、同じくコモディティについて、「魚類については生鮮食品として、あるいは鑑賞用として諸外国から多く輸入されており、特に分子系統学的研究、分類学的研究では、これらを利用していることが少なくない。これらに関しては対象外としてほしい」というような意見が出ています。

中ほど、80番になりますが、「非商業的研究において世界共通で使われる「モデル生物」や既に取得され国内で保存されている学術研究のための遺伝資源に関しては、遵守措置の対象から除外すべき」との意見が出ています。

下から二つ目、232番では、カルチャーコレクション等が所有する遺伝資源の扱いに関して、「基準株や検定菌も、それらが特許申請をされた時点で遵守対象になることを明確にすべき」との意見が出ています。

その下、235番では、「遺伝資源に関連する伝統的な知識の扱い」に関して、「WIPO/ICGの議論を踏まえるべきで、伝統的知識の取り扱いを国内措置で限定すべきではない」というような意見が出ています。

簡単なお紹介にとどまりますが、当方からの説明は以上です。

**○磯崎座長** 今の2ページちょっとに関して、説明したもの以外も含めて、報告書自体の記載の変更のために取り上げるべき項目というのがありませんでしょうか。

関連してですが、今日欠席されている西澤さんから、「第16回あり方検討会への意見提出」で、「資料2-1について」というので、最初の表、1ページぐらいのところずっと出ているのは、今説明したところと重なって、西澤さん個人の、それぞれの意見に対する見解も書かれています。

**○吉田委員** 事務局のほうで読んでいただいたところとは違うのですが、1ページ目の意見番号41のところは、「国内措置施行後の遅くない一定期間後に、必ず見直しを行い」というところが大事なところ

ろなんじゃないかと思うんですね。これは議定書でも、一定期間後に、4年でしたでしょうか、見直しを行うようなことを考えてこれがつくられているので、ちょっと私、報告書案全部暗記していないので、どこにあったかわからないんですが、そこら辺が明示的でなければ、この意見は加えたほうがいいんじゃないかなと思いました。

**○辻田係長** その内容については既に記載がありますので、大丈夫かなと思います。場所は、報告書案の9ページの1～2行目になります。読み上げますと、「施行後一定期間経過後に、運用の実態を踏まえて遵守措置の内容に係る必要な変更を行うことについて検討するべきである」、というふうな記載をしております。41番の意見の最初の部分は、報告書案におけるこの記載に賛同する意見のように思われます。

**○小原委員** 今のご意見に触発されて、その後半ですね、これもかなり議論したと思っておるんですけども、これは後の議題にも関わるのかもしれないけど、「緩い」というのがどういう意味なのか。要するに、「実情に即した」というところが一番重要で、これは、よほどよく考えて、スタートするときに、最終的に、慣れてきて着地するときは、いろんなことができるでしょうけど、最初は、いろんな意味で、「緩い」というのはちょっと言い方があれですけども、「実態に合わせた」ということで、これはもうかなり議論はしてきたのですが、結局最後の法律かどうかというところで残っているのかなと思って、別な提案をした次第です。

だから、これがどこに書いてあるかというのは——書いてないということですね、逆に。ここはやっぱり重要なことかなと思いました。

**○辻田係長** 関連する内容としまして、8ページの一番下、36行～38行のところ、特に37行の後半から、「各々の学術研究分野や産業分野におけるこれまでの利用慣行から可能な限り乖離しない程度に実地的なものとなるべきである」というふうな記載がございます。

**○小原委員** 言いたいことは、見直しというのは当然あるべきだと思うし、これもやっぱり我が国としてやっていく上で、対外的説明もできる、かつ、しかし国内の実情に合わせるということですから、いきなりがちがちにしないで、緩めというのもいろんなやり方があると思いますけども、そうすべきというのが、ちょっとこの③番の「明確、簡素かつ实际的」だけでは違うような気がするんですけど。つまり、時間軸がちっとあるような気がするんですけど、このご意見は。

**○磯崎座長** 今の41番の意見の後半の部分ですね、それに関しては、今、事務局からも説明があったように、報告書(案)で、8ページの下から2行目で、「過度な負担のない簡素なもの」で、現在までの「利用慣行から可能な限り乖離しない程度」で、「实际的」という言い方で表しています。8ページのこの言葉の中で、初めは必要最小限の緩いレベルという、その意味が読み込んでいると考えるかどうかだと思いますけれども。

41の前半の部分は、先ほど吉田さんの質問とも関わります。「また」で、次のページ、それで「必要な変更を行う」という、一定期間の見直しというのと、それから、これ、両方の意味で、過度な負担がないもので、そして利用慣行から乖離しないで、ある程度進んでいく中で、もし最初のこの緩さからもう少しというのであれば、変更されると記されています。「変更」という、9ページの上の文章でも、最初の緩いものから、次に、必要があればというニュアンスを含んではいると思いますが、それに加えて、ということになるのでしょうか。

**○小原委員** はい。この意見の最初のほうも、「遠くない時期に見直す」ということと、「緩い」というのはちょっと適当かどうかわかりませんが、徐々にやっていかないと、これは本当に現場が大変なこと

になるぞという、多分、意味だと思うんですね。そのあたりがちょっと読み込めないところはあるのかなという気はいたします。

逆に言えば、もしこうするんだったら、最初からあまりがちがちにはできないはずですよということもありますので、そこまで含んでいるんだったら、これはこれで、コンセンサスでいいと思っていますけど。あまり深く言うつもりはありません。

**○磯崎座長** わかりました。ほかの委員の方で、どうでしょう。

今の論点ですが、8ページの下2行と、次のページの1行目、その中に、今、小原さんが触れたようなこと、あるいは吉田さんが触れたような趣旨、特に41番の意見の趣旨が入っているか、あるいは、何か変更が必要と考えるか、です。

**○炭田委員** 2点あります。1点目は、私は、柔軟に運営するべきということを含めていつも言ってきたつもりです。そういう観点から議論されていなかったという思いはありません。

2点目は、見直し等々のことですが、私は、「あり方の議論」は、名古屋議定書の条文全部を踏まえた上で、議論をしているという認識で来ました。名古屋議定書第31条に「評価と再検討」という条文があり、議定書の有効性を一定期間後に見直しするということが明記されています。そういう考えを国内措置でも当然のこととして念頭に置いて議論をしてきたつもりです。だから、見直し等々の議論し過ぎは、時間の節約の観点から、控えたほうがいいと思いますね。

**○磯崎座長** この41番、意見との関わりでは、そのほかの委員の方からは。

**○藤井委員** 念のため確認なんですけど、この「必要最小限」ってどういう意味なんでしょうか。普通、こういうルールをつくるときには、必要最小限のルールでいいのが普通だと思うので、なぜ殊さらこういうふうにした、その意図は何なんだろうね。

**○辻田係長** 資料2-2の3ページに、この41番の意見の全部が書いてあるんですが、この資料2-1に書いたもの以外の内容は提出されていない状況です。このため、意見提出者の意図がどのようなものであったかということは、事務局としても把握しかねるところです。

基本的には、必要最小限という点は、このあり方報告書の随所に織り込んできたと考えておりますし、こちらとしても、そのご意見は受けとめております。

**○藤井委員** ここにいる委員の方が、この必要最小限というものを、当然ルールをつくるときに必要最小限でいいということと考えられていると思うので、特段これを意識して何か書き加えるような必要はないんじゃないのかなと思っています。

**○磯崎座長** そうしましたら、小原さんも、それ以上ということで、よろしいですか。

**○小原委員** はい。

**○磯崎座長** そのほか、いかがでしょうか。

**○寺田委員** 同じページの136のところですが、これは、植物検疫等に関連したことではないかと思うのです。種子等を輸入しようとするときに、病原菌や、病原ウイルスがついていたが除けない場合があります。このような病原体が日本に入ってくると非常に大変な問題になる場合が、えてしてあるわけです。然るにこのような付着菌についてPICとかMATをとっていないから、日本で検疫できない、又は研究もできないということになってきますと、病気が広がり放題になってしまうので、これはぜひとも、ここに書かれたように、名古屋議定書の対象から除外するとか特例を設けるなどの措置が必要と考えます。——今の報告書案の書き方だと、インフルエンザのパンデミックとか、人間の病気だけにしか触れてないような感じがしますが、植物でも非常に大きな問題があるということで、できれば例示してい



ただきたいと思います。

**○磯崎座長** 事務局からは。

ここは、委員会の中で、一部では出ていたんですが、今、寺田さんが最後のほうで触れていた、人に関連するもの、病原体とか、腸内細菌だったりとかですね。非意図的な、それ自体を目的にして輸出入や規制管理ではなくて、別のものに付随してしまうものということですね。名古屋議定書、あるいは、そのほかで、非意図的にくっついてきてしまうものについてというのは、正面から扱っていないんですけども、その点どうするかなんですけど、どこかに、将来の検討課題とか何か、そこでなかったでしたか。

**○辻田係長** 植物の病原菌に関しては、11 ページの一番下の「⑤緊急性を有する病原体の扱い」、文章としては 12 ページの一番上からの文、「遺伝資源のうち、病原性を有するウイルスや細菌等の病原体については、人、動物又は植物の健康に脅威や損害を与える緊急事態をもたらすおそれがある」と書く等しておりまして、人に対するウイルスだけを扱うのではなく、動物、植物の健康に影響を与えるものについても扱うというような形での記載としているので、寺田委員がおっしゃった意図は反映できているのかなと思います。当方で 136 番の意見が新しいと考えた点としては、非意図的な遺伝資源の輸入に関して、コモディティに付随して入ってくる場合がある、という点になりまして、このため、紹介させていただいた次第です。

**○磯崎座長** 寺田さん、12 ページのこの書き方で、上のほう、あるいは、「検討すべき事項」という、その中ではまだ生かされていないですか。

**○寺田委員** いや、生かされていないというわけではなくて、特に、「検討すべき事項」を見ると、インフルエンザことなどが書いてあります。むしろ本文ではなく、「検討すべき事項」を読むと、人間のことに非常に傾いているような気がします、ということです。

今言った 136 の話は、辻田さんが言ったとおり、意図せずに病原菌ってくっついてきてしまう場合があるので、検疫などができないと非常に困るということですので、「検討すべき事項」等にそういう場合の例外措置的なことを加えていただけると明確になるのではないかなどの意見です。

**○炭田委員** 具体的な例で考えておられることは明確に理解できるのですが、このあり方検討会の議論で、遺伝資源の範囲としてはどこからどこまでかがわからない、ということは、しばしば指摘されてきました。これまでに実践してきた中で実感したのは、何が対象になり、何が対象にならないのかについては、実に漠然としていて、白、黒、灰色に分ければ、灰色の領域のほうが広いということです。それらすべてを一挙に解決はできないから、一步一步やっつけていかなければならないということは、議論されてきたと思います。

特に、報告書 28 ページの「国内措置の検討の今後の進め方」というところの 12 行目に、「現状では、実態を踏まえた日本の国内措置の対象範囲が明確になっておらず、影響を受ける学術分野や産業分野等を正確に把握することも容易ではない。国内措置の検討は、関係する…実態を把握した上で、他国の国内措置の整備に係る動向も見据えつつ進めるべきである」云々があります。こういうところに、そういう具体的な例のようなことが含まれている。それを、このあり方検討会でやろうとすると、何年かかるかわからない。今回が最終回のはずです。そういう具体的な例は各当事者にとっては極めて重要であり、指摘される気持ちは十分にわかるのですが、それを一つ一つ挙げていったら、非常に数が多くなると思います。

だから、そういったことを含めて、既に報告書 28 ページの 12 行目以下のパラグラフで一応網羅され

ているとみなして、今後もそういうことを視野に置いてやっていく、ということにしたほうがいいのではないかと思います。

**○小幡委員** 大筋では、炭田委員のご意見に賛成です。例えば、学術利用のところで、資料 2-1 の 2 ページにあります 161 番、55 番、196 番、521 番、226 番、228 番、この辺は学術利用に関するさまざまな、個別具体的なことを、皆さん、心配しているのですよね。この意見の数を見ても、38 とか、26 とか、結構多い意見があって、大変皆さん心配しているのですけども、これを包括的に表現すると、この報告書の 13 ページ、一番下の 38 から始まるパラグラフの中に含まれていると考えることができます。現場では確かに困ることが多い。それをまとめるとこうなるのですけども、もう一回、どこかの仕組みで、例えばここにありましたようなモデル動物、生物というのはどういうものかとか、博物館での交換はどうするかということを、個別的にどこかで示してあげないと、多分それが炭田さんの言った最後のパラグラフに入ってくるんでしょうけども、実態を踏まえて措置すると。でも、そういうメカニズムを、この委員会では、今後検討すべき課題に考えておく必要があると思います。

それがこの中に文章として入れるかどうかは、また皆さんで議論すればいいと思うのですけども、この 2 ページにあるような複数の意見は、これまでも議論してきましたし、個別的には、そういうものが含まれるものだと思っています。それぞれの意見は言い出したら切りがないくらいなので、そういうことだと思っています。

**○磯崎座長** 今、小幡さんが触れたことなんですが、そのほかでも、2-1 で抜き出してある意見の中には、今後の、今のような具体的な措置が議論され、その具体化する中で当然考えないといけないことというのも入っています。当然、それはこの検討会では対象にしてこなかったことなので、検討会では含まれていませんということにはなっていますので、今のような、今後の具体化との関連で出てくるものという事柄は、この報告書で取り入れるのは難しいのかなと思います。

というのは、さっき寺田さんも後半でおっしゃっていたように、非意図的なものなんですね。名古屋議定書も、それから PIC の制度なども、何を動かすかであって、その時点でわからない、くつついていくかもしれないものを対象にする制度ではないので、この検討会でも、そこについては考えてきていないということなんですね。それでも何か問題が起きたときに、非意図的に渡ってきてしまったものについてどうするかは、おそらく別の制度になるのではないかなと思うんですが、それでも、その非意図的なところについて何か書いたほうがいいのかということでしょうか。

**○寺田委員** ですから、実際の病気というのは、今はもうすでに付着して日々日本に入っているわけですね。このような現実的に起こっていて直ぐに対処すべき問題について、どうするかわからないということになると、検疫できないのかという問題になってしまうと思うので、明確に、できるだけ早く対処方法を示しておいたほうがいいのかと思います。ここに書くかどうかは別として、PIC、MAT の必要性などは CBD や名古屋議定書固有の問題なので、関連した検討が必要とは考えます。

**○磯崎座長** そうですね、それを、ですから検疫の制度だったり、生態系への悪影響ということで見るとか、そちらの制度で。もし、その関連で名古屋議定書の関わりのようなことが絡んでくるのかどうかですね。それは、おそらく、このあり方よりは、後のほうで考えないといけないのかなと思います。

**○炭田委員** すみません、今のことは議長はどういう……。

**○磯崎座長** 非意図的なものの取り扱いについては、この報告書の中では特に記さない。

**○炭田委員** 非意図的なものは記しないと追記するのではなく、何も追記しないということですね。

**○磯崎座長** はい。

**○炭田委員** わかりました。というのは、例を言い始めたら、いっぱいあります。検疫とかいったって、我々、2日前、韓国から帰ってきました。飛行機からおりたときに、服とか、靴とか、いたるところに無数の微生物がくっついているわけですよ。それは PIC も MAT もとらないし、それは不可能です。そのような例が多くありますから、それは必要性が生じた場合に、将来、検討することにして、今は、報告書案に触れないというのがいいと思います。

**○丸山委員** 今の座長からのお答えで、私の質問しようとしたことは大体明確になりました。非意図的なものについては、そういう解釈だということで、私も、それが大体国際慣行例に沿っているものであるというように理解しますので、そのご意見に賛成です。

それから、ここには出ていませんので先の話になりますけど、昆虫等の新たな視点も含めて、今後さらに実態を詳細に把握するという文章に含まれているのではないかと思いますので、むしろ、そういった、ここで議論されなかったことについても、今後さらに範囲を広げて検討を深めていくというようなことが、この委員会として了承されているものと理解しています

**○磯崎座長** そうしましたら、今まで挙げた項目以外ではどうでしょうか。

**○鈴木委員** 先ほどちょうどピックアップしていただいた中で、カルチャーコレクションの、2 ページ目の一番下から 2 番目の 232 番とかいうあたりなんですけれども、その一つ上もそうかもしれませんが、対応する 14 ページの下から 6 行目でしょうか、学術と似たようなことかもしれませんが、基準株や検定菌も同様で、私も、本文のほうで言えば、「基準株及び検定菌として使用される場合は」ということを書いてあるのは、つまり、こういうような材料と、それから目的というものがセットで移転されるのが学術利用と同じ考え方として成り立つと思いますので、ある意味、いかがでしょうか、この 232 番は、まさにこの「使用される場合は」というのは、こういう条件とセットで、ですから、それを、使用される場合でないものは、もちろん遵守対象じゃなくて、特許だとか、それはその範囲を外れるものですので、書いてある範囲で読めるのではないかなと思うんですけど。

**○磯崎座長** そのほか、この最初の 2 ページくらいの場所はよろしいでしょうか。

(はい)

**○磯崎座長** そうしましたら、次のところをお願いします。

**○辻田係長** それでは、資料 2-1 の 3 ページをご覧ください。

遵守に関する国内措置の (4) チェックポイント、①チェックポイントでの遺伝資源等の利用の監視について、に関して、上から 2 行目の意見番号 275 番では、理由の部分になりますが、「所属機関が組織として PIC と MAT に対応できる体制を整えることが肝要であり、所属機関が保有する生物資源を把握できれば、組織内でのモニタリングが可能であるといえる」というような意見が出ています。

その下、276 番では、「学術研究は、すべて論文発表に結びつくものでないのであれば、論文発表に特化することなく効果的な方法を検討すべき」というような意見が出ています。

一つ飛んで、287 番では、ア効果的な監視の方法の「検討すべき事項」の記載について、「遵守の確認の方法として、利用者による自発的な連絡や、チェックポイントによるクリアリングハウス上の国際的に認められた遵守の証明書の情報の確認だけでは、遵守措置としては不十分であると考えられる」という意見が出ています。

下から三つ目の 293 番では、公的研究資金の申請時に、ABS について理解していて、ABS を遵守していきますというような内容の宣言をさせるというような報告書案の記載に関して、「申請時の宣言については有効性が乏しいと思われる。報告書」、これは科研費等の報告書と思われませんが、「に記載欄を

設けてはどうか」というような意見が出ています。

次のページに参ります。中ほど、322 番では、2 文目からになりますけれども、「国内措置の監視等の対象に、遺伝資源の利用を行わない者、いわゆる代理業者」、これはおそらく遺伝資源を譲渡、譲り受けだけをするような者を指しているのかと思いますが、そうした者「も入るのかについても検討してほしい」という意見が出ています。

一つ飛んで、331 番では、「微生物や植物等の生物標本については PIC や MAT の取得証明の添付を国内規定として義務付けるようにすれば、100 年後の試料の取り扱いについても混乱が起きない考える」という意見が出ています。

下から 4 行目になります。353 番では、「感染症の流行時等の緊急時の手続きの簡便化」に関して、簡便化と「同時に不正な利用が行われた場合の対応について検討すべき」というような意見が出ています。

一番下、356 番では、「チェックポイントによる情報の収集及び提供」に関して、2 文目からになりますが、「コレクションや素材類のサプライヤーから利用条件を明示して譲渡されるような場合には、提供国側から ABS クリアリングハウスへ提供された、国際的に認められた遵守の証明書との一致を確認できる仕組み等が必要」とされています。

5 ページに参ります。上から 2 番目の 368 番は、「外部からの指摘への対応」の内容について、理由の一番下の 2 行になりますが、「NGO からの指摘については政府間交渉に発展する可能性も否定できないので、「基本的には」政府として対応するべきではない」というような文章にすべきという意見が出ています。

説明は以上です。

**○磯崎座長** 同じように、今触れた 2 ページちょっとのところですが、ここについて、先ほどと同じように、報告書の内容修正に関わる項目ですが、いかがでしょうか。

遵守措置で、具体的なものではないですが、チェックポイントが何をするかということです。先ほどと同じように、具体的な措置に関わるような意見もかなり入ってはいます。

よろしいでしょうか。

(はい)

**○磯崎座長** そうしましたら、次で、ノンコンプライアンスに関わる事柄です。では、お願いします。

**○辻田係長** ノンコンプライアンスに関わる意見は 1 点しかなく (意見番号 372)、また、その意見は、日本の遵守措置への不履行についての意見なのか、提供国法令への違反についての意見なのかが不明確であるので、ご紹介するのは控えたいと思います。

2 の遺伝資源等への主権的権利の行使の必要性の有無について、の部分から、最後までご説明します。

中ほど、386 番では、主権的権利の行使の必要性の有無に関して、「日本国内における遺伝資源についても経済の安定的な発展に資する対象や取り扱いをする限りは国家の主権にかかわる財産という認識が必要」との意見が出ています。

その下、405 番では、報告書案の本文の記載に関して、「国内 PIC 制度が総じて国内 PIC を導入した国に不利な影響を及ぼしたとの記載があるが、その具体的な理由を示すべき」との意見が出ています。

二つ飛んで、399 番では、「PIC 制度については、おもに商業利用を対象に緩やかな導入をすべき」との意見が出ています。

次のページに参りたいと思います。一番上の 531 番では、「国内 PIC 制度を措置することとした場合

に検討すべき事項」として、「リソースセンターと ITPGR のクロップリストの掲載種については対象外として、in situ」、生息域内の遺伝資源ですとか、「特別保護すべきリソースについてのみ、PIC 申請を求めるという管理を行うことが良いのではないか」という意見が出ています。

普及啓発及び利用者支援に関する意見に移りたいと思います。中ほど、556 番では、「個人ベースのアマチュアに対する配慮をしてほしい」との意見が出ています。

その下、437 番では、普及啓発に関して、「年 1 回の講習会受講を義務付ければよいのではないか」という意見が出ています。

その下、438 番では、「普及啓発を行う際には、対象を、実際の利用者となる企業・学術界の人々と一般人とに分け、それぞれに合わせた形式で行うべき」との意見。この意見に関連して、439 番では、2 文目からになりますが、「特に一般消費者に向けた普及啓発を行うことによって正しい消費行動を普及啓発することは、遺伝資源の利用者である企業の不正使用を抑制する効果があると考えられる」という意見が出ています。

二つ飛んで、227 番では、利用者支援に関して、「政府認定機関を設けて、その機関を通じたやりとりであれば PIC/MAT 取得要件を不要あるいは緩和するなどの回避策を検討すべき」との意見が出ています。

その下、467 番、2 文目になりますが、「利用者に対してパスポートのような許可証を発給し、国が利用者を保証する仕組みが考えられる」という意見が出ています。

最後のページ、7 ページに参ります。「その他」に関わる意見として、一番上の 54 番では、「統一的解釈がなく不明確な状況においては拙速な日本の国内措置を決めることは避けるべきであるが、日本がリーダーシップをとるためには、法令などのビジネスモデルを提示することは必要かもしれない」という意見が出ています。

三つ飛んで、464 番では、「提供国の第 8 条実施に向けた促進活動をする組織体を国内に形成・実施すべき」との意見が出ています。

一つ飛んで、533 番では、「国内措置を決定した際には、十分な周知期間をもって実施することを希望する」との意見が出ています。

三つ飛んで、13 番では、今後の進め方に関して、「日本のステークホルダーのなかに「先住民等社会」を加える必要がある」との意見が出ています。

事務局からの説明は以上になります。

**○磯崎座長** 残りの約 3 ページ程度です。主に国内 PIC 制度をどうするかですね。それから普及啓発、そして今後の検討すべき事項という、大きく三つの分野からなっていますが、ここについて、同じようにご意見を伺いますが、どうでしょうか。

**○吉田委員** パブリックコメント、あるいは説明会などでどういう意見が出たのか、ちょっと質問を改めてしたいのですが、それは、7 ページの最後に読まれた 13 番とか、471 番とか、ステークホルダー、国内 PIC を考える上での日本の先住民等社会に関するところで、そういった記述は、それ以外にも、例えば 5 ページのチェックポイントの機能としての先住民族とローカルコミュニティ、これは国内措置だけじゃなくて、利用国措置としてのもも含まれているかもしれません。あるいは、もっとずっと前になりますが、2 ページの一番下のほうの伝統的知識の取り扱いについて WIPO/IGC の議論をふまえるべきである、というようなあたりに関してなんですけれども、説明会を行った中で、あるいは、この記述も、全部匿名で出ているのでわからないんですけども、先住民等社会、日本国内の方々から、具体的に

そういう先住民等団体からご意見があったのか、あるいは、それを支援する NPO ということも含むのかもしれませんが、直接的なそういうご意見はありましたでしょうか。

私としては、この検討会にはそういう方々が入っていらっしやらないというのは心苦しく思っているんですが、私自身はその専門家ではないので、なかなか代弁して言えないので、もしそういうご意見があれば教えていただきたいなと思います。

**○辻田係長** 説明会では、そうした立場の方からのご意見というのは特になかったということです。また、パブコメを出された方の個人情報については伏せることとさせていただいております、この場で申し上げることは控えさせていただきたいと思います。

**○吉田委員** わかりました。そうすると、あまり具体的に当事者からこういうご意見があったので入れたほうがいいのかいいうのも言いにくいんですけども、いずれにしても、この検討会の中で、検討が十分ではないことは確かだと思いますし、全体的に、今すぐ、この報告書の中では、直ちに国内 PIC をやれということではないので、書き方としては、強く入れる必要はないんですけども、今後、国内 PIC というものが必要になってくるというようなことを考えたときに、こういったステークホルダーの存在というのは考えておく必要がある、ということが必要なことじゃないかなと思います。

**○炭田委員** 条約の会議では、先住民や地域社会の方が、それぞれのステータスで出ておられます。彼らの多くは、国内的に問題があるが中央政府が自分たちの意見を吸い上げてくれないから、国連の関連会議の場で直接に訴える、というようなケースが多いように思います。ですから、それぞれの人たちの実態と必要性を踏まえて、条約の会議で機会を設けられているし、そうしているのだと思います。

日本の場合、報告書案 28 ページ、5. の「国内措置の今後の進め方」の次の行（本文 6 行目）に、「本報告を踏まえて、学术界、産業界及び NGO を含めたオールジャパンの体制の下で、関係者が一丸となり」、今後やっていくべきということが書いてあります。先住民とか、その他の方も十分視野に入れた上で、この文章がそのときでき上がったと理解していますので、私は、報告書案の中に反映されていると思います。

**○磯崎座長** はい、事務局。

**○辻田係長** さきほど、個人情報なので控えさせていただくというふうにお話ししましたがけれども、ちょっと中で相談をしまして、「ない」ということは言ってもいいだろうということになりましたので、そうした団体の方からのご意見の提出はなかったということをお伝えしておきます。

**○磯崎座長** 先住民との関連では、吉田さんが触れたように、この委員会のメンバーの中で代表しているという人は、委員ではないですけども、外部有識者のときに、それを含めた議論をしているということと、それから、オブザーバーですが、外務省からも別の意見が出ました。その外部有識者を呼んで、伝統的知識と先住民との関わりで議論をしたときには、この委員会のメンバー間でもいくつか議論のやりとりがありましたので、先ほどの炭田さんが触れたところだけではないのですが、そのほかでも、一応そうした前提でこの報告書ができていると考えられるのではないかと思います。

そのほかの点、国内 PIC、普及啓発、それから今後の検討事項ですが、どうでしょうか。

**○炭田委員** パブリックコメントの中に、「アマチュア」という言葉が何か所か出てきました。アマチュアの方がどうなのかというのは、実は、我々もできるだけ広く普及啓発をしたいという観点から、気にしてきました。現在でも、決してアマチュアの方が我々の視野の外にいるわけではありません。我々の普及啓発はパブリックに案内して、相談窓口でも全ての人を受け入れています。だから、アマチュアの方が関心を持っておられるならば、相談もできるし、情報も入手できる。それは 1 年に一度どころの

頻度ではないですね。

環境省さんが今後、普及啓発される時にも、いろいろな関連機関で普及啓発活動をやっており、もう既にアマチュアの方にもドアは開かれている状態であることを、言っていただければ、と思います。

**○辻田係長** 補足しますと、これまで普及啓発ですとか、ほかの部分についても、全ての利用者の方を対象とした記載ぶりとしていまして、アマチュアの方を特段除外していたとも思っていないのですが、検討会でのご議論の中で、アマチュアの研究者の方を特出しして何らかの議論をしたということはなかったように思ったので、紹介させていただいた次第です。

**○鈴木委員** 今ご指摘いただいた中に、6ページの真ん中辺の227番をピックアップしていただきましたけれども、この辺は、私どものようなカルチャーコレクション、リソースセンターが、まだその役割として、利用者支援にうまくつながるように、機能するように、考える上では大事な意見かなと思っっているんですが、ただ、ちょっとコントロールし過ぎるというか、ちょっと微妙なので、そういうところは気をつけて考えないといけませんが、これは、今の報告書の中には、やっぱり足りない部分があったのではないかという部分がありました。

一応、「利用者支援」の26ページとか、そういうところには何となくは書いてあるんですけども、その役割をもう少し具体化すれば、こういうことかなと思いますし、その前の530、531についても、同じように、そういうところを使う活用、または、そういうところがうまく機能すれば、そういうようなところにつながるかとは思んですけども。

ただ、私どもも、組織との関係で、アマチュアというか、個人とできるだけやらないようにしているというか、今はそういう状況があるので、個人というものに対する考え方もまた少し検討する必要があるのかと思いますけども。

**○辻田係長** 今の報告書案での記載でも含まれていると考え得る内容と思いますが、ここまで踏み込んだ記載はしていませんが、どうされますか、という思いを込めてご紹介した次第です。

**○鈴木委員** 今回、これをピックアップしていただいたのは、つまり、この報告書の後ろに、いわゆるパブリックコメントから来たものとして出していただくということになるんですよ。

**○辻田係長** 報告書の参考資料6となるものは、ピックアップしたもの（資料2-1）ではなくて、全ての意見を取りまとめた資料2-2のほうになります。

**○磯崎座長** 今のように、パブリックコメントの全体像は、本文ではなくて資料でということです。今日、議論をするのは、本文を、それによって何か変える必要があるかどうか、です。

そのほか、どうでしょうか。最後の3ページ程度のところですが。

変更ということでは、それでよろしいでしょうか。

もう一度、そうすると確認ですが、2-1、全部で三つに分けて検討をしましたが、全体を通じて、前の時点で忘れていたこととかがもしありましたらですが、それもないということで確認してよろしいでしょうか。

(はい)

**○磯崎座長** そうすると、もう一つの確認ですが、2-1は、2-2の中から、事務局レベルで読み出してはいるんですけども、もし、さらにもう一段の確認で、2-1ではなくて2-2で、何か同じような提案というのにお気づきのところがあれば出していただいて構いませんが、どうでしょうか。

**○小幡委員** このパブコメで、今やったように、今まで挙がっていない意見を拾い上げて、対応してということは大事なことだと思いますので、事務局、ご苦労さまでしたということをお願いしたい。もう

一つ、我々の会の報告書に賛同していますとか、もっとやれとか、そういう意見も数々あったと思うのですね。それで、そのままほっておくのか、それとも、そういうのも拾い上げて、パブコメが多くの意見があったので、どうこうするとかいうことは考えてないのですか。

**○辻田係長** 賛同しますという意見への対応は、その文章を維持することになるのかなと思いますので、特に何らかの変更を加えるという……。

**○小幡委員** 表現を強化すべきとか、そういうところもあるような気もしたのですが、ないのですか。

**○辻田係長** 事務局としては、現行の報告書案の記載に、意見の趣旨は含まれていると考えられる場合には、(資料 2-2 において) 既に報告書案に書いてあります、というふうな対応案を書かせていただいて、そうした意見は資料 2-1 のほうには含めていないのですが、小幡委員のほうで(資料 2-1 には含まれていない資料 2-2 中の意見で) 特にこれは、とお気づきのものがございましたら、今お示しただけると幸いなのですが。

**○小幡委員** 資料 2-2 で、特に 52 番とか 75 番、ガイドラインにすべきとか、要するに意見の多かったところを、どうしましょうか、そのまま、この数字を並べておしまいということなのか、それでいいのかというのは、少し議論をしてもよい気がしたのですが。事務局ではもうそのままということですか。

**○磯崎座長** ということは、この資料 2-2 のほかに、何かをつくる必要があるということですか。

**○小幡委員** その辺は全く検討をしなくていいのですかということですか。

**○堀上室長** 検討会の報告書に対してご意見をいただくという形でパブリックコメントをしておりますので、報告書をまとめるに当たって、最初のこの議論をいただいている観点から違うものがもしあれば、そこを拾い上げるというのが今までの趣旨ですね。どういう観点、あるいはどういうところに多く意見が出ていたかというのは、基本的にはパブリックコメントは意見の数は対象にしないわけですが、これから、例えば政府の中で、関係する省庁の方々と話を進めていく上で、どの分野でどんな意見が出されたかというのは、政府の中では見ておく必要はあると思っています。ただ、それはその次の段階でありまして、そこでどういうふうに参加していくかというのは、この検討会の中で今どうこうということではないというふうに理解しています。

**○小幡委員** わかりました。今後、次のレベルで議論されるときは、どういう分野からどういう意見が出て、こういう多くの意見、もしくは少数意見があったというのは、検討するということで理解してよろしいですね。

**○堀上室長** 検討をするというよりは、参考としていくということでありまして、要するにこの報告書に関してのご意見ですから、別の観点で意見を聞いてきたわけではありませんので。これも一つの参考にさせていただき、そういうことで我々としては考えています。

**○磯崎座長** おそらく、次の段階というところで、オールジャパンのベースで議論が行われるときに、その中に入っている委員たちがこれを使うこともできる。その際の発言の根拠にすることができるかと思えます。そういう形で、今後の検討のプロセスの中の位置づけになるかと思えます。

先ほど室長から説明がありましたように、パブリックコメントに賛成意見が多いので、この部分は絶対譲るべきではない、というような文言を本文の中に書くかということですが、そうするとパブリックコメントの意見、賛成意見、強い箇所か、そうでない箇所かに応じて、この検討会の報告書の文章の中に違いを入れるというのはちょっと難しいかなと思うのですが。

よろしいですか。



○小幡委員 はい。

○藤井委員 確認ですが、資料 2-2 がそのまま報告書の参考資料という形でつくというふうな理解をしているんですけど、これはひょっとしたら老婆心かもしれませんが、意見数のところを、個人で出したものと団体だと、団体の位置付けと個人の位置付けは全然意味合いが違うんですよ。変にミスリードにならないのかなと。もし可能であれば、個人と団体と分けられないですかね。

○辻田係長 作業量の兼ね合いもあり即答しかねますので、持ち帰って考えさせていただきます。対応可能なようであれば、そのようにさせていただければと思います。

○小原委員 黄色いところは、対応策というのは、このまま出すのですか。

○辻田係長 これについても、実はこれから座長にご説明いただこうと思っていたのですが、今日のご議論を踏まえて記載を変更する予定です。

○小原委員 議論されてない論点ですと書いてあって、今一部議論をしたのかもしれませんが、そのままやるのですか。

○辻田係長 議論されていない観点です、という記載は削除します。今日の議論では、全体として報告書案に取り入れることになった意見はありませんでしたので、コンセンサスが得られなかったため取り入れなかったとか……。

○小原委員 いやいや、コンセンサスが得られなかったわけじゃなくて、これはもう書いてあるねとか、温度差があるわけですよ。

○辻田係長 既に議論されている内容です、とかそうした……。

○小原委員 それもあるし、妥当ではないと思って発言したのもいっぱいありますけど。

○辻田係長 そうですね。それも、コンセンサスが得られなかったため取り入れなかったということになるのかなという。

○小原委員 それはそれでもいいかもしれないけど、コンセンサスがあるものを……。

○辻田係長 それでは表現はまたご相談させていただければと思います。

○小原委員 それは後でメールベースでやるとか、そういうことですか。

○辻田係長 はい。

○磯崎座長 この黄色いところのコメントは、この委員会用のコメントで、コメントへの回答として出すときは別です。今、小原さんの指摘のように、確かに、当たり前だから言われてないこともあるし、それから、次の段階のことだから取り上げなかったというのもあるし、それから、関連する議論はしたけれども、取り上げなかったというのもあるし、ちょっとその書き方は、もう少し丁寧な工夫が必要かと思っております。

○小原委員 これを書いた人は当然見るから。

○磯崎座長 それぞれ本人が見たときに満足できるような書き方の工夫ですね。

いかがでしょうか。パブリックコメントに関連するところで、今、最後、手続き的な指摘がありましたけれども、黄色い部分については、できるだけ丁寧な回答になるような工夫をして、それから、藤井さんからも指摘がありましたように、技術的に、時間的に可能であれば、個人か団体かがわかるようにすることも含めて、検討を加えて、このパブリックコメントに関する資料を完成させることにしたいと思います。

ほかに、パブリックコメントに関してご指摘はよろしいでしょうか。

(はい)

○磯崎座長 そうしましたら、ここで休憩をとりたいと思います。

休憩の後は、国内措置の態様に関する項目、それについて検討したいと思います。

(午後 2 時 3 5 分 休憩)

(午後 2 時 4 5 分 再開)

○磯崎座長 それでは、再開いたします。

残り、二つ目の議題ですが、国内措置の態様、要するに議定書の条文の中で、立法措置、行政措置、政策措置と、選択範囲が分かれています。それに関してということです。

前回、15 回から今回までの間に、アンケート手続きを進めていますので、そのいきさつについて、資料 3 を事務局から説明をお願いします。

○辻田係長 それでは、まず経緯について、ご説明したいと思います。

昨年末、第 15 回検討会の後に、パブリックコメントにかけるための報告書案について、メールベースで委員の方々にご確認をお願いしました。その際に、小幡委員と小原委員から、国内措置——特に遵守措置——の態様、つまり立法、行政、または政策上の措置のいずれか、もしくはそれらのどのような組み合わせとするかといったような内容について、報告書案のⅢ章の 4. の「②その他」の部分に追記を行うべきとのご意見をいただきました。

一方、検討会設置者であります当省としましては、国内措置の態様については検討会報告書をいただいた後の次の段階の検討課題と整理してきたことを背景に、検討会の目的は国内措置の内容面について大きな方向性をご議論いただくこととして、国内措置の態様に関してはご議論の対象とすることを想定しておりません。報告書案を作成する過程でご議論いただいた論点表の中にも論点として含めてきませんでした。

そうしたこともございますので、資料 1 としています現在の報告書案においても、そうした内容の記載はございません。ですけれども、そうしたご意見が小幡委員と小原委員からあったということ踏まえ、座長とご相談の上で、国内措置の態様に関する内容についても今回ご検討いただくこととしました。

なかなか大きな論点、内容であるかと思いますが、今回が検討会の最終回ということもありますので、今日のご議論が円滑に進むよう、委員の皆様には事前にご意見の送付をお願いいたしました。ご意見の送付をお願いしました内容としましては、3 点ございまして、一つは、そうした態様に関する内容を報告書案に追記するべきか否か、また、そのご意見の理由。二つ目が、追記するべきとのご意見の場合、国内措置の態様についての具体的ご意見。三つ目が、同じく追記するべきとのご意見の場合、報告書案のどこに記載すべきかについてのご意見になります。

そのご意見の概要を事務局でまとめたものが、お配りしております資料 3 になります。

ご意見の原本は参考資料 2 としてお配りしております。なお、参考資料 2 では、3 つ目の追記する場合の報告書案中の記載箇所に関して、「事務局から提案のあった」などと記載されている方もいらっしゃいますが、これは、事務局からご意見の送付をお願いした際に、Ⅲ章 4②の「その他」よりも、遵守措置に関する内容なので、Ⅲ章の 1 節の中がふさわしいのではないかというような連絡をさせていただいたことによります。

それでは、中身に入っていきたいと思います。資料 3 をご覧ください。

資料 3 の 1 ページでは、追記するべきか否かについてのご意見について扱っています。「追記する必要はない」とのご回答が 5 名、「どちらでもよい」というご回答が 1 名、「追記するべきである」という

ご回答が4名でした。残りの4名の方からはご連絡をいただけませんでした。

「追記する必要はない」とされた方の理由としては、「国内措置の態様の検討は、実質面の検討と結びついているが、この検討会ではその実質面の検討は行われていない」ことですか、「国内措置の具体的態様については、散発的に検討会で意見は出されたものの、十分に議論されたとは言えない」こと、「報告書の性格上、本文に記載されるべきは、検討会が共通して認識した事項であるべき」こと、「次の段階の適切な時期の検討課題とすべき」ことなどが挙げられています。

「どちらでもよい」とされたことの理由としては、「立法上、行政上、又は政策上の措置をとることは、議定書の15条1に明記されているので、報告書にそうした内容を追記することが必須であるとは思わない」ということ、一方で、「検討会として議論をしているのであれば、その状況は記載すべきと考える」ということが挙げられています。

「追記するべきである」とされた方の理由としましては、「国内措置の態様の如何は、検討会の目的である国内措置のあり方についての重要な内容の一つである」ことなどが挙げられています。また、追記する場合は、「意見が分散していることについても記したほうがよい」とされています。

2ページでは、追記するとした場合の態様に係るご意見や記載箇所に係るご意見をまとめています。

柔軟に対応できる仕組みが必要であるので、そうした仕組みとして行政上または政策上の措置が適当、もしくは、そうした措置を主とするべきというようなご意見と、一方で、遵守措置の不履行に対しては強制力を持つ必要があるので法律とすべきというご意見の両方がございました。

事務局からの説明は以上です。

**○磯崎座長** 今、説明にありましたように、この委員会の項目として取り上げるべきであるという指摘があったので、それから、今回、16回まで待って、ここで初めて議論を始めると時間的に非常に難しいということなので、15回と16回の間、それぞれの委員の方々にアンケートという形をとっています。

そうしている理由は、この委員会のこれまでの進め方ですが、報告書に取り入れるべき項目として採択、合意するかどうかというプロセスと、それから、項目として採択した後、その項目に関して基本となる文章に合意をして、その基本ベースとなる文章について議論した上で、最終的な文章案を採択合意するというプロセスで来ていました。この国内措置の態様ということについても、同じプロセスを踏んで、最初の提案と、提案に対する各委員からの意見が、資料3のようにまとめられているということです。

手続き的にですが、今、私が説明しましたように、項目として取り上げるというプロセス、それから、その項目の具体的な文章というプロセス、それらについて、これまでこの検討会でとってきたやり方と同じ方法で進めたいと思いますが、それでよいかどうかですね。これまでどおりではなく、例外という意見もあるかもしれないですが、それ含めて、この取り扱いについて、従来の検討会の手続きのとおりでいいかどうか、まずご確認をいただきたいのですが、どうでしょうか。

特に、提案をした小幡さんと小原さんですが、手続き的にはそれでよろしいですか。

**○小幡委員** はい、結構です。それで、1点、これまで議論されていた論点整理表の最後にこのことは書かれているのですね、皆さんのご意見が。ガイドラインにしたほうがいいのか、そういうことは書かれています。ですから、そこがあったものですから、議論していたにもかかわらず、いつになったら議論するのだろうというところがありますので、まずそれは、先ほど、議論されていなかった、意見が出なかったというのは、少し違うのではないかなということがまず1点申し上げておきたいと思います。これは議論しました。議論というか、意見は出ました。

ですから、そこをどういう過程でこの議論に乗らなかったのかよくわかりませんが、乗ってこなかったのは事実ですので、一回議論してみたらいいと思います。

**○辻田係長** 先ほどの当方からの説明では、論点表の中に論点として含めてこなかったと申しあげました。態様については、例えば適用の範囲等の論点の項目と同じ並びではこれまで挙げておりません。確かに、ガイドラインとすべきというような内容だとか、法律とすべきというような内容も記載しておりますけれども、それらは最後の「その他」の部分で、それも——たしか委員の方からのご意見に沿って記載だけでもということ——黒丸ではなく白丸で書いていたと思います。黒丸というのは、国内措置のあり方に関するご意見としていましたが、白丸というのは、付随する参考情報というような位置づけで記載しておりました。それ以外の部分——例えば遵守措置の基本的な考え方や、適用の範囲、不履行への対処等といったものとの並びにあるものではないというのが事務局としての整理です。

**○小幡委員** ですから、その辺の認識がずれていたと思いますね。議論に入ってしまうけれども、やはり中身、どういう内容で遵守措置を——遵守する内容というのは大事ですけども、それを決める枠組みというのは、対象となる産業界、学术界にとっては大きな問題ですので、少なくとも一定の議論があって、最終的に意見が分かれるかもしれないけれども、それはそれで書きようはあると思います。議論したという事実を書き残すということは大事なことだと思っています。今からの議論でいろいろ皆さんご意見があるでしょうけれども、私はそう考えます。

特に、パブコメにもやはり大きな関心を持っているところですので、規制の対象となるものにとっては非常に重要な点だと思います。

**○磯崎座長** そのほかでは、同じように、「記入」という吉田さん。

**○吉田委員** 検討会と検討会の間で意見を聞くということでしたので、なかなか委員同士で意見を、どうするかということ全然ディスカッションできなかったもので、今日がその最初で最後かもしれませんけれども、私は、ここに書いたように、規制的な条件が必要な部分もありますので、それをやるにはやっぱり国内法でないだめだと。ただ、全部が規制的である必要はないと考えています。そういうことを言い始めると、ガイドラインが望ましいという方と、国内法が望ましいという方、両方意見があって、この検討会の中では平行線だということで、書くとしても、両方の意見があったとしか書けないだろうということは理解しております。

それをどうするかということ、最終的に今日ここで決めればいいのかもありませんけれども、もし入れるのであれば、「今後の進め方」というところの前に、国内措置の態様としては、こういう考え方、二つの考え方があると書かざるを得なくて、どちらかにまとまるというのは難しいと思います。

**○小幡委員** もう一つは、この報告書が局長に出されて、そのときに、その後の手続きが、私たちにはいまいち不透明なところがあって、関係省庁と利害関係者が相談するということになっているわけです。そのときに、我々、ここに座っている委員がその場にいるかどうかは全くわかりませんし、その後どう扱われるかわからない。

ですから、少なくともこの委員会としては、意見が分かれるとしても、どういう意見があったのだということは局長に伝えるべきだと考える次第です。

**○磯崎座長** 一つ前のところの確認が必要なのですが、小幡さんの最初の指摘ですが、既にこの検討会で、この項目について議論をしているという認識です。吉田さんは、今、15回と16回の間なので議論がまだで、ということなのですが、資料3でも、上半分の意見の根拠が、この検討会で議論をしていないからという考えですが、そこをまず確認をしたいと思います。

というのは、この資料3の前半のような形であるとする、議題として、項目として取り上げるかどうかです。取り上げるとしたら、それについて、これから議論をして、そして決めるという話になります。小幡さんは、既に議論を尽くしているということなんですけれども、そのほかの委員の方で、この検討会で議論をしたのか、まだしてないと思うか、そこについてご意見を伺いたいのですが。

**○浅間委員** 私はアンケートにはお答えしなかったんですけど、というのは、今、磯崎先生が言われたとおり、このお話というのは、今まで各場面でいろいろなお話をしたときに、必ず最後は、こういったことは、じゃ国内措置として立法、行政、政策のどれかで、いずれかの方法でやることはありますよねというお話が、大体付随してははずなんですね。我々はそのたびに、そうですねということをお納得して進めてきたので、その中のどれをとるべきかという議論はしていませんが、そういう選択肢があるという議論はしてきたというふうに私は認識しています。

そういった認識でしたので、アンケートに答えませんでしたし、それから、それをここでもう一步、今日新たに、これをやっぱり織り込むべきだということであれば、それはまた別途議論していきたいと思えます。

**○炭田委員** 政策的、立法的、行政的のどの措置にするべきか、という議論は行政分野の専門家でないといけないのでないか。こうあるべきだ、という直接的な議論をするには、私には、行政の専門知識に乏し過ぎるし、そのような議論することは委員に求められていないと思ってきました。だから、そのような仕方の議論は私の記憶が正しいならば、自分はしなかったと思います。ただし、私が委員として貢献し得るのは、自分の経験した情報をできるだけ多く提供することであり、そこから国内措置のあり方に関して私の思いはにじみ出て来るはずなので、私が何を言いたいのかは、行政官の方々は推察できるはずだと考え、そのような発言に努めてきました。

例えば、論点整理表の15ページの中ほどから下のほうに白丸がありますが、そこに私の意見もそれなりに反映されています。例えば白丸の⑤等です。

あり方検討会の検討の経過は、論点整理表という形で見解が記録されています。あり方検討会の報告書が局長に提出されるときに、当然、論点整理表や議事録も一緒に提出されると思います。また、その後の段階での議論でも、報告書だけが残って、他は屑かごに捨てられるとは思いません。皆さんが非常に多くのエネルギーを投入して作成した付加価値のついた文書だからです。論点整理表は今後も行政の方々には活用していただけると確信しています。今日の段階では、あと2時間弱しかないので、あえて議論をする余裕はないのでないかと思えます。

先週、韓国で行われたICNP3で、各政府代表間の意見の交換やサイドイベントを通じて得た情報により、我々がここで議論してきた問題点の輪郭が、より具体的にわかってきたと思います。日本からの参加者が得た情報をまとめれば、今後の国内措置のあり方の検討に役立つと思います。

この検討会でいろいろな議論が交わされてきたように、各国も似たような状況にあり、それぞれ頭を悩ませておられているとの印象を受けました。名古屋議定書の批准に関して、各国とも、他国手の動向にも関心もちつつ、検討しているという感じです。日本も堅実に考えを深めることが賢明だと思います。

**○小原委員** 私もこの意見を出した者ですが、議論はしてきたという認識です。先ほど浅間委員がおっしゃったように、いろんな議論がありましたね。全部は思い出せませんが、そういうことは、当然、どれかにする必要はあるわけなんですけども、それを法律にしたらやはりまずいのではないかということ、かなり申し上げたことがあります。もちろん、そうではないという反論もございました。これはやっぱり国内措置をやっていく上で、最終的に仮に法律にしないといけないとしても、例えば、最初はそうじ

やないようにすべきだとかという議論もあったと思いますし、そのあたりを対外的な日本としての建前も示しつつ、かつ、しかし、国内の、実際の現場の状況も見据えるとしたら、どういう順番でやっていくべきかという、そういう議論をしたと思うんですね。

最終的にどうであるべきかということではなくて、まずは、この項目は、例えばガイドラインから、というようなことを議論してきたと思うので、それはぜひ書いていただかないといけないかなと思います。

パブコメにも先ほど小幡先生が指摘されたような意見もあって、ここの意見書にも「議論された」と書いてあるので、黄色のところについてもそれはどういう議論だったのかなということは、やはり出しておいていただければと思うのです。だから、議論はしたという認識でございます。

**○丸山委員** 国内措置の態様についてということですが、今日のパブコメを見ましても、まだまだ、これは今後検討しなければならない、参考になるような意見がいくつか出てきていたと思います。私は、そういった意見も踏まえて、やはり国内の遺伝資源のいろいろな実態というものを十分に把握した上で、それを次の段階でどういうふうに持っていくかということになると思いますので、今回の段階ではこれで十分ではないかと考えております。

**○鈴木委員** 私も提出は結局しなかったんですが、このご案内をいただいたときに、まず最初に、自分の仕事として、その態様に対する追記するべき意見というのは、自分なりにちょっとまとめ始めてから、後でいろいろ考えて、結局、確かにほかのレベルと同じような議論ができたかという、必ずしも十分ではなかったし、今、もしこの方向に行くとするれば、自分たちも結構そういうことで動いているところから、経験などから、実効性のあるものを求めたときにどうあるかというのは、多分、今このまとめようとしている報告書の次の段階で、どういうものを、どういうふうにということを、また次のステップに行って、それが多分国内措置のあるべき形につながる、つまり、これはこういうことで、これは量的に難しいとか、そういう議論に行かないといけないというふうに感じたわけです。

実際に、じゃ、今この議論も含めて、そこでやったかという、そうすると、かなりそういう各論まで入ってくると、この報告書自身も薄まっちゃいますし、最後のほうでは、確かに省庁のほうで調整されるのだらうと思いますけども、その途中の段階として、第2段階はもっと具体的なところを自分たちも議論をしていきたいというものを踏まえて、今回は、自分がまとめたものはちょっと今回のところに出すのは適切ではないのかなと思った次第です。

ですから、ある意味、今の考え方で、ただ後ろにつけるというのであればともかく、そうでなければ、ぜひ、この議論は終わりというのでは決してなくて、次につなげていただくということを前提に、今回は、むしろほかと同じレベルで書くのはかなり難しいんじゃないかなという認識を持っております。

**○藤井委員** 私は、どちらでもよいというふうに書かせていただいておりますけども、それは、このアンケートでどれぐらい意見が集って、かつ、今日どれぐらい検討できるかによるので、この時点では、正直言うと、判断できないというのが正直なところで、こういう書き方をさせていただきました。

ただ、今のこの意見の集まり方、あと、今の議論を聞いている限りにおいては、最初の2行の立場、要は、別に記載する必要はないかなという立場になります。要は、それだけの議論がまだされてないし、アンケートも、思ったほど意見が集っていないなというところで、そういう意見になります。

**○寺田委員** 私の記憶では、この検討会では、態様についてどうするかというお話は、磯崎先生が書かれているように、特にはなかったと思いますので、ここで明記して、立法的にするかどうか定める等と書く必要はないと思います。欧州案も出てきましたので、それも見た上で、決めればよいという、そう

いう意見でございます。

○磯崎座長 二村さんは、よろしいですか。

○二村委員 はい。

○磯崎座長 私も、ここの資料 3 に書いてある認識なんです、小幡さん、小原さん、浅間さんからも指摘があったように、この検討会の中で、意見として、ほかの項目のときに、当然こうでなければ、あるいは、こうであってほしいという、意見としては何度も出されてきていると思います。ただ、具体的に、その三つ、あるいは組み合わせを含めて、どうするかの詳細な議論までは行ってないと考えます。というのは、炭田さんがさっき触れられたように、ある一つの手法や手段のときにも、それを、どのやり方という選択肢が必ずあって、その際に、ある手段、ある目的と、どれが一番ふさわしいのかという議論をしないと、その先がわからないはずであって、北村さんの意見のところにも一部出ているのですが、ガイドラインという場合であっても、そのガイドラインの根拠を何にするのかで、かなり議論をしないと、いけないと思います。

変な言い方をすると、ガイドラインで、行政任せで、それで本当にいいと考えるのかというところを含めて議論が必要です。あるいは、議定書の 15 条、16 条、それぞれの 2 項が求めているノンコンプライアンスのときの手段というのが、これも、法律でも、政策措置でも、ガイドラインでも、とれることはとれます。どの程度か、あるいはその根拠が何なのかで、それぞれの分野で、それで本当にいいのかの議論をしないと、三つの選択肢と組み合わせのどれなのかという結論や考え方は実は出せないのですが、そのレベルの議論まではしていないと思います。それで、個々の段階での意見としては出ているけれども、その理由づけ、根拠づけの議論まではしていないということかと思えます。

今日の意見の大半も、そうした細かい議論まではしていないということです。そうすると、今日ここで決める次のことは、何人かからその話が既に出ているのですが、であるからこそ、今日これからその議論をする必要があって、その議論をすることで、この報告書の中に、この項目を入れることができるし、文章としても検討をすることができる、という段階になりますが、それはどうでしょうか。

浅間さんからも、その議論をして、という話がありましたし、そのほかの方からも、今日その議論をしてということであれば、今日これから態様に関する議論をするという提案については、どうでしょうか。

賛成する方は。

(賛成者なし)

○磯崎座長 そうすると、今日のこの時点で、この項目について、それから、その内容について議論をしてということは賛同が得られないようです。そうしましたら、特に小幡さんと小原さんから、今後検討する際の非常に重要なことであり、かなりの頻度で意見としては強く出されているということもあるので、その関連で何か、この報告書、特に今後の検討事項に関するパートだったり、遵守の措置とか、ノンコンプライアンスの措置とか、そういうところで変える必要という、そういう提案にはつながらないですか。

○小幡委員 そういうことになると思います。ここで、要するに立法だったらどういうことがあって、行政、また、3 種類のところでどうなるか、メリット、デメリット、有効性というのは十分に検討される必要があると思うんですけど、その試案もないわけですから、なかなかここでどれを選ぶというのは難しい。ただし、そういう検討が必要です。しかも、現場に即した有効かつ実効的な、効率的な措置をするためには、今後の検討として、ぜひその辺も念頭に検討をしていただきたいということは、ここに

ありますように、2カ所候補がありますけども、1パラグラフでも結構ですので、記入すべきであると考えます。

○磯崎座長 いや、新たに記入ではなくて。現在の報告書の中の、将来、そういう広い枠組みで、それから、いろんな項目を検討していくべきであるという書き方で既に含まれているんですけども……。

○小幡委員 国内措置も含まれますか。

○磯崎座長 はい。で、どこかにそれを明記するという提案がありますかということです。

○小幡委員 ですから、それを、記入する場所としたら、9ページのL28か、もしくは27ページのライン23のところにも明記すべきだと考えますけど。

○磯崎座長 そういう形では……。例えば、今日の最初に議論した、8ページの過度な負担がなかったり、というところで、ガイドラインかどうかを含めて、過度に厳しくないもの、それから現実に行える範囲のもの、という書き方をしている、この中に、ガイドラインであれ、政策措置であれ、立法措置であれ、このレベルのものということが既に言われています。

○小幡委員 そこに国内措置の態様というのが読み込めるのでしょうか。私には読み込めないように思いますけど。

○磯崎座長 ですから、態様のうちのどれをとということは、この検討会で議論をしていない。どのパターンであっても、この過度な負担にならない、簡素な、で、利用慣行から乖離しない、というこの言い方で具体的にとられるべき措置の方向性が示されていて、それがとれば、ガイドラインであるかどうかの議論はしていないので、どれにするかではなくて、中身のほうで、ここの8ページはそういう方向性を出しているわけです。

○小幡委員 中身はわかりましたけど、入れ物が、どういうことになるか書いてなければ、いかようにでも解釈できるわけですね。

○磯崎座長 ええ。ただ、その入れ物をどうするかは議論は、ここではしていないので、それを書き込むということだと、議論を始めないといけないのです。

○小幡委員 ですから、立法上、行政上、または政策上、いずれの措置においても、こういうことは担保しますと書いていただくことで、どうでしょうか。

○磯崎座長 議定書の文章をそこに含めて、ということですね。

ほかの方で、どうでしょうか。今のですと、8ページの下から3行目、「すべての利用者が対応できるよう」の次に、ここらあたりですかね、その立法措置、行政措置、政策措置のどれであろうと、というような、そういう趣旨の言葉が入れば、ということなんです。

おそらく、この報告書、文章の中では、「遵守措置は」と、いろんなところで使っていますが、そこで使っている言葉は、名古屋議定書の15条1項を受けていて、どこで使われる場合も、「立法措置、行政措置又は政策措置」というのが、括弧で既に、見えないけれども、ついているんだろうと思います。この8ページが一番下のところだけでそれを特出しする必要があるかどうかなんです。

○小幡委員 8ページに入れるかどうかと先生が今おっしゃったので、そこを申し上げたんですけど、例えば28ページの「国内措置の検討の今後の進め方」のところに、国内措置を実効的なものとするために、ここにさまざまなことが書いてありますけども、態様も含めて、検討するとか、検討すべきであるとか、検討を今後お願いするとかいうことを書くのも一つだと思っています。

○磯崎座長 資料3の藤井さんの意見にあるように、「立法上、行政上、政策上の措置をとること」というのが、そのどれかというのが前提なので、具体的に決める何かを検討しというときは、当然、この



三つを念頭に考えるので、この三つについて慎重に検討すべきであるというのは、ある意味で当たり前のことなんですよね。

○小幡委員 もちろん当たり前ですけど、それをしっかり担保する必要があると思う次第です。

○炭田委員 あり方検討会の関係者の皆さんが全力投球してきた結果が議事録や論点整理表にも記録されています。次の段階で議論されるときには、ここで議論されたことを参照できるように、環境省さんには、ぜひ、議事録や論点整理表も半永久保存されて、誰もが参照できる状態に置いていただきたいと思います。

私を感じるのは、官僚機構は、我々が信頼し切れない一面ももっている、ということです。その感触は過去の経験に基づくものです。国際的にコンセンサスが得られた案件を、日本の国内措置として実施する段階で、国際基準を超える厳しい措置にしてしまう傾向があるということです。他国ではそのようにやっていないのに、日本だけが断トツに厳しい措置をつくってしまったという例はおそらく一つや二つではないでしょう。

ですから、法制化の可能性に対しては、日本人の美点でもある精緻に考えるという国民性が、逆に欠点となって作用し、身動きがとれないような精緻な規制制度を作ってしまうのでないか、という懸念を、我々は持つということです。

特に、現時点で、名古屋議定書の国内措置に関して一番懸念しているのは、社会的に弱い人たちが犠牲者になる可能性です。大企業は対応し得るかもしれませんが、大きな悪影響を受ける可能性があるのが学術分野、あるいは、中・小・零細企業、あるいはアマチュア関係者でないか。その人たちが厳しい規制の最大の犠牲者になるおそれがある。

行政官はふつう 2 年程度しか同じポストおられないので、国内措置の議論が長引けば、別の人々が来られる。「前任者がどう言ったか知らないが、現在は自分が決める」という論理で進められる行政官も過去におられたこともある。

そういう密かな不安があるのは事実だと思うのです。ただし、どのような措置がよいかを、現段階で、べき論で議論すると、イデオロギー論争のようになって、収拾つかなくなる恐れもある。それは、意思決定者のレベルで今後、議論するとき、学界、産業界等も参加させていただいて徹底的に議論を継続するとよい、と思います。

行政官の方には我々のそういう不安をぜひ肝に銘じて頂いて、仮に異動で新しい方に代わることがあっても、論旨が継続していくようにしてほしいと思います。具体的には、報告書案の 28 ページの「5. 国内措置の検討の今後の進め方」の、特に 12 行目～17 行目あたりに盛り込まれていることを念頭に置いて頂ければ幸いです。

学術界の方の心中はおそらくこういうのではないのかな、という私の勝手な想像に基づいてしゃべらせていただきました。

○小原委員 私は、議論したというのは議論したと思うんですが、三つのうちどれをにするかということは、もちろんそれはどれかになるわけですけども、学術から見たときの、十分な準備がなくて法制化されると非常にまずいことが起こるといことと、もう一つは、今日もありましたけども、適時見直しをしないとイケないだろう。実際に合ったようにね。そのためには、やはり法律でスタートするのではなくて、何か基本法みたいな方がいいかもしれませんが、実際の本当の細かいところを法律で決めるよりは、ガイドライン的なものでやっていただかないと、現場としては非常にまずいのではないかということ、僕はずっと主張してきたつもりなんですよ。

だから、今、例えば 28 ページのところをおっしゃいましたけど、一番上に、「日本が不利にならないように配慮すべきである」とありますよね。これも、ここに全て含まれているという意味では含まれているのですが、議論をしたところは、例えば柔軟な見直しのために、ガイドラインということも十分考えるべき、ということを私はどこかで言ったつもりなんです。そういうことが入らないでしょうかねということです。

三つ、どれかにするかというのは当然のことではありますけども、それぞれ非常に効果があるので、それを一々やり出すと切りがありませんので。

○磯崎座長 そうすると、例えばさっきのように、特定のガイドラインで、その根拠は何にするかというような、その議論までしないと書けないですよ。

○小原委員 はい。ただ、私が申し上げたいのは、日本が不利にならないという中身が、いろんな分野があると思いますが、学術の分野では、法制化というのは、よほど現場がしっかりしてこないと対応できないということです。

○磯崎座長 例えばそのときに、今、小原さんも触れた、基本法みたいなものは、という話も当然あるので……。

○小原委員 あり得ると思いますね。

○磯崎座長 その議論をし出すと、実はすごい時間がかかるのですが。

○小原委員 もちろんそうだと思います。

○磯崎座長 ということは、その話を、ですから 28 ページのところ、この文章の中に、あるいはさっきの 8 ページの文章の中に、その趣旨が含まれていると考える、それでいいかどうか。それとも、この 8 ページ、28 ページのこの文章に書き加えたり、項目を足すのではなくて、現在書かれている文章のどこかに、マイナーチェンジでそういう主張を表せるような提案があるかどうか、そこなんです。

○小原委員 マイナーチェンジというのは、ちょっと書き加えるということですね。今言ったようなことなんです。

○浅間委員 そういう意味では、今、学術の方の思いをお聞きしたところですけども、我々も大企業ではない中では、実は思いは全く同じなんです。それで、そういったところの中で、じゃ具体的にどうしたらいいのかということと考えますと、やはり 28 ページの「5. 国内措置の検討の今後の進め方」の 11 行目だと思うんですけども、10 行目から、「学術研究活動や産業活動が一層活発に行われ」と書いてございまして、ここがまさに我々の一番本音のところだと思います。それともう一つは、「日本の国益に資するような国内措置とするため」、「日本の国益に資する」というのは、当然、産業、研究も盛んになってということと、あわせて、国際的に日本の立場がしっかりしたものであるという意味が含まれておりますので、ここの二つの言葉の後ろに、立法、行政、または政策上の措置を、この議論を進めるのだということを入れると、両方の立場からこういった議論がまだ要るよというような意味合いになるのではないかなと思います。これは一つの提案でございます。

○小幡委員 今の浅間先生の意見に賛成でありまして、私も、この段階で、立法、行政、政策、どれでなくてはならないということは申し上げてなくて、その組み合わせでもいいですし、そういうことを、今、委員がおっしゃったことを、組み合わせでもいいので、そういうことを議論することが必要であるということを加えていただければ、今後、この報告書が局長に渡ったとき、そういう議論がバトンタッチされたのだということが明確になると思います。

○磯崎座長 そのほかの方ではいかがでしょうか。

具体的には、28ページの11行目で、10行目から、「日本の国益に資するような国内措置とするために」ですかね、「するために、立法、行政、政策措置に関する議論を進めることが必要である」というような提案です。この現在の文章だと、何の議論かが非常に一般的なんですけど、議定書1条の目的達成とか、円滑な取得・利用、それから活発に行われること、それと国益に資するような措置となること、それらを目的として、立法措置、行政措置、または政策措置に関する議論を進める、というような、ちょっとニュアンスが変わりますが、今、そういう提案がされていますが、どうでしょうか。

これは、従来と同じように、報告書（案）の本文についての、今の追記提案ですので、この委員の方の中でコンセンサスが得られるかどうかなんですけど、ほかの方々と、どうでしょうか。

**○吉田委員** この28ページの5.のところ、かなり学術研究活動や産業活動が一層に活発に行われ、日本の国益に資するということがきちっと書かれていますので、もし、今までの議論で、立法上とか行政上、政策上のものがあつたので、それはちゃんと残したいということであれば、例えば、「日本の国益に資するような、立法上、行政上、政策上の幅広い選択肢を含む国内措置とするための議論を進めることが必要である」、というような形で入れるということも考えられるのではないのでしょうか。

**○磯崎座長** そうですね、11行目の「国内措置」という言葉、それ自体のところに入れて、という修正提案ですが、今、二つですけれども、どうでしょうか。

今の吉田さんの提案のほうが、さっき私がまとめた提案よりはニュアンスが変わらないので、この本文、現在の文章を、内容を変えずに、「国内措置」という言葉に、「立法、行政、政策上の」という言葉をかぶせるだけですので、中身は大きく変わらないという提案です。

**○炭田委員** 質問です。国内措置というとき、私の頭の整理では、何らかの立法上、行政上、あるいは政策上の規制的な措置、及び、いろいろな種類の遺伝資源利用者を助ける支援措置、その両方含むというふうに理解しています。この文章の11行目の「国内措置」という言葉は、環境省さんはどういうふうに定義しているのですか。その両方を含むのですか。それとも、遵守のための措置だけを含むのですか。

**○辻田係長** 両方になります。詳しく申し上げますと、遵守に関する国内措置、主権的権利の行使に関するもの——これは講じる場合のみということになります——、普及啓発や支援措置に関するもの、全てをひっくるめて国内措置と言っています。遵守に関する国内措置に関する内容に限定される場合は「遵守措置」というような記載とさせていただいております。

**○磯崎座長** ほかの方、最終的にどうでしょうか。ここの、今の「立法、行政、政策措置」という言葉ですが、この短いフレーズを追加するかどうかということなんですけれども。あるいは、逆に聞いたほうがいいですかね。今の提案に反対の立場の方、いらっしゃいますでしょうか。

**○丸山委員** 私は、この現状の文章で全てが幅広く包括されているのではないかとこのように思いますけれども。何かつけると、かえって限定してしまうような気がします。

**○寺田委員** 私も同じ意見です。

**○磯崎座長** そうしますと、変えないほうが、という意見がありますので、変更はしないということで。

**○小幡委員** えっ、2人しか反対していないです。

**○磯崎座長** 新たな提案についてコンセンサスがとれないときは、文章を変えないというルールでこれまで来ていますので、そのルールに従いたいと思います。

**○小幡委員** ここは意見が分かれた点にするのですか。

**○磯崎座長** いや、意見が分かれたのではなくて、本文の修正提案なので、本文修正提案は、その修正提

案がコンセンサスで合意されたときに変更をするという考え方でこれまで来ていますので。

○小幡委員 わかりました。そうしたら、検討すべき課題で残すのですか。

検討すべき課題というのは、これまでも書いてきました。それで残されることはしないのですか。

○磯崎座長 それは、検討すべき課題として残すかどうか、そして、その文章のベースを受け入れるかどうか、それから、その議論をして、その文章で受け入れるかどうかという手続きをずっとやってきていますので、今回の場合も、新たな項目として取り上げる、それから、これまでの議論が不十分なので、今日新たに議論するという、そこの合意が得られていないということです。その段階で、さらに項目として新たに上げたり、今日、議論をするとかをしないで、現在の本文について何か修正提案があるかというのが、今、議論していることで、本文に対する修正提案について、今、コンセンサスが得られていないという、そういう位置づけです。

よろしいですか、小幡さん。

○小幡委員 あまりよくないですけど。

○磯崎座長 つまり、反論が2人だけということなんですが、そうではなくて、書きかえのときはコンセンサスが必要という形でこれまで来ていましたので、ここでも同じやり方をしたいと思います。

○小原委員 逆の質問ですけど、これまで何回も質問してきたと思うんですが、これは自動的に、法律にするということでは——法律になるかもしれないけども、ならないかもしれない、三つのどれかはこれからだという理解ですね。

○磯崎座長 はい。ただし、内容面で、さっきから議論しているように、現実とか離れないとか、それぞれの分野の慣行から離れないとか、できるだけ簡素でとか、という内容面での枠設定をしていますね。

○小原委員 一方、遵守措置のところ、一回直りましたけれども、あくまで法案を前提にした記述もあって、それを直したことがありますよね。そういう意味で、全て法案は前提にしていないと。そうなるかもしれないけど、ということ。

○磯崎座長 はい。それを前提にした報告書として……。

○小原委員 ではないと。議事録に残ればいい。

○磯崎座長 はい。ないです。

○小原委員 議事録に残ればいい。

○丸山委員 念のため、ちょっとお話しさせてください。私は、小幡委員の意見に反対しているわけはありません。文章を読む限り、現状の文章のほうが幅広く解釈できる、ご意見を含んだ上で幅広く解釈できているのではないかと理解しているので、文章を変える必要がないのではないかと考えております。

例えば、8ページの最終段のところの、ガイドラインにすべきか立法、行政措置にすべきかというのはここには書いてありませんが、最終的にどの形態の国内措置になるにしても、こういうことが十分反映されていけばいいのではないかと考えます。

それから、28ページの11行目の「国内措置とするための議論」というのも、国内措置というのも、先ほど事務局からご説明がありました、遵守に関する国内措置と支援に関する国内措置という、両方あるということで、この部分に頭書きをつけてしまうと、その部分が限定されてしまうような気がしますので。それから、そのあとの「議論」ですけれども、議論もやはりさまざまな議論が必要になってくると思いますので、この部分につきましても、特に狭くするような必要はない。この現状の文章で十分

に両先生方のご意見は反映されていると思ったので、あえて特に変える必要はないのではないのでしょうかと申し上げました。

**○磯崎座長** 細かい説明をありがとうございます。個人的には私も今の丸山さんの意見と重なるところが多いですが、そのほかの方で、特にこの点に関していかがでしょうか。

(なし)

**○磯崎座長** そうしましたら、小幡さん、小原さんは、提案しておきながらというのがあるかもしれないですけれども、今、丸山さんからの説明も含めてですが、このような形で理解をしたいと思います。

ということは、今日の議題なんですけど、まずパブリックコメントとの関わりで、昨年の第 15 回で確認した報告書(案)に対して修正が必要であるか否か、それから二つ目が、国内措置の態様に関して、15 回以降、今日までの間に、各委員に対して行ったアンケートとの関わりで、やはり何らかの修正をする必要があるかどうかという二つの議題です。それらについては、今の時点で、確認ですが、修正しない、修正の必要がないということで確認をしたいと思います。

最終的にですが、それでよろしいでしょうか。

(はい)

**○磯崎座長** そうしましたら、実はこの報告書に対して、一部、時間経過との関わりで、こちらは修正で、全体の合意はもちろん必要なんですけれども、手続き的な、技術的な修正点がいくつかあります。

事務局からお願いいたします。

**○辻田係長** ただいま座長よりご紹介いただきましたように、3 点ほど、現時点の状況に合わせて報告書の修正をしたほうがよいと考えられる部分がございます。

一つは、3 ページ、「議定書の締結状況」の部分ですけれども、パブリックコメントを開始した時点では締約国が 26 カ国だったのですが、1 月にミャンマー、ブルキナファソ、ベナンが締結しまして、現在は 29 カ国となっていますので、この点を修正させていただきたいと考えています。

もう一つは、13 ページの 34 行目～36 行目まで、コモディティに関するところですが、「EU 規則案についての平成 25 年 9 月 12 日の欧州議会の議論では、コモディティについては規則を適用しない旨を追記する修正が採択されており、検討の参考としてこれに係る議論の動向の注視」という記載がありますが、今日、参考資料 3-1、3-2 としてお配りしております EU 規則案の最新版では、コモディティについては規則を適用しない旨の条文が削除されております。こうした内容を報告書案に記載していると若干混乱を生むのかなと考えておまして、事務局としてはこの 34 行目～36 行目は削除したほうがよいのではないかと考えています。

同様に、21 ページ、15 行目～17 行目まで、チェックポイントからの情報の提供に関する内容になりますが、「また、EU の当初の規則案では、クリアリングハウスへの遵守への対応に関する情報の提供は 2 年に一度と低い頻度とされていたことを参考にするべきである」と記載しています。最新版の EU 規則案では、情報提供の間隔に係る記載はなくなっていることから、この部分も削除したほうがよいのではないかと考えています。

その他の EU 規則案に係る記載については、当初の規則案にも現在の規則案にもある内容になりますので、特に修正は必要ないと考えておりますが、今申し上げた点については修正をしたほうが読者の方の混乱を避けることができるのではないかなと考えております。

**○磯崎座長** 要するに、報告書案を一番新しい日付ですね、できるだけ新しい事実情報にしたいということで、単なる数字ではなくて、後ろの二つは、中身のところに入っている内容です。もとになる規則

案が変わってきているということですので、これについては、やはり今日の時点でわかっていることなので、そういう修正をしたいということです。

いかがでしょうか。後ろの二つは本文内容で議論したところにも一部関わりはあることなんですが。

**○炭田委員** 修正することには賛成です。ただし、今言われたのは、関連するパラグラフの全面削除のように理解しましたが、全面削除ではない方がよいと考えます。理由を申し上げますと、確かに EU 規則案改訂版の本文の中では、コモディティという表現は消えた。あるいは、経過期間に関する記載はなくなっています。ただし、EU 規則案改訂版の現時点での構造は、実施の詳細は、implementing act(実施細則の意味だと思います)で定められている部分があり、actの内容はまだ公表されていません。

ということがあって、コモディティの扱いに関しては、全面削除をせずに、欧州等の今後の状況を注視するとすべきと思います。我々にとっても、貿易上とか、国際共同研究上、EU の手続きと日本の手続きが調和しているというか、矛盾しないことを確保することが必要だからです。

ちなみに、コモディティに関しては、条約事務局からボタニカルズ(Botanicals、植物成分を使ったいろいろな産品)に関する分かりやすい啓蒙用の資料が出ていますが、それを読むと、日本でいえば漢方薬のような製品は議定書の対象ではないと書いてありました。ですので、EU や事務局を含め、他国の動向を注視していくというスタンスは維持すべきだと思います。

経過措置についてですが、国際商業会議所(ICC)が EU に一番最近に提出した意見書では 4 年の経過措置を要望書しています(その前の要望書では 2 年間であった)。EU 規則案の中ではまだ出ていないですが、実際にデューデリジェンスで、猶予期間がどうなるかは、act が出るまではわからない。経過期間、特に大学などは、そのようなことを検討するための実態把握と検討にかなり時間を要するだろうから、諸外国の状況を注視して、そこも考慮に入れて今後フォローしていくというような部分は残すべきだと思います。

**○磯崎座長** 今の後半の経過期間ではなくて、さっきのは、情報提供の頻度のところですよ。2 年ごとに提供するという話です。

**○炭田委員** そうですね。わかりました。

**○磯崎座長** そうすると、13 ページだと、EU などで議論の動向の注視という、そこは残したいということですね。

ほかの方もそれで。そちらのほうが。

(はい)

**○磯崎座長** はい。そうしたら、13 ページのところでは、具体的な規則がこうなっているからという、そこは外して、何でしょうね、EU 等のコモディティに関する規則……。

**○辻田係長** 一案として、今思いついたものを申し上げますと、「EU 等の遵守措置における一般に取引されるコモディティの扱いについての議論の動向の注視」という形ではどうでしょうか。

**○磯崎座長** はい。21 ページのほうは、どうでしょうか。

ここも、「また、情報提供の頻度についても、EU 等の制度・規則などを」——13 ページと同じような文章の書き方、「議論の動向を注視」とか、それですかね。

**○炭田委員** そうだと思います。私の記憶に従って申し上げますと、最初の 2012 年のときの図では、そういう情報提供は、欧州委員会の中にある窓口を設けて、そこに加盟国が情報提供して、窓口から条約事務局のほうに 2 年に 1 回連絡するというスキームだった。ところが、改訂版では、それが変わって、

EU の各加盟国が直接、条約事務局に連絡するという図式になっています。だから、「EU 及び各加盟国を含めた」というような言葉に幅を広げられたほうがいいと思います。各加盟国によって若干手続きが違う部分があり得ると思いますね。

○**辻田係長** 13 ページと同じように、EU 加盟国に限らない書きぶりも考えられますけども、どちらがいいですか。

○**炭田委員** それで結構です。

○**辻田係長** それでは、EU 加盟国に限らない書きぶりにしたいと思います。

○**磯崎座長** 今、後ろの二つについて、EU 規則が外れたとあって、全部ではなくて、動向には注意するという趣旨は残して、それから、1 点目は単なる数の変更です。という、本文部分ですが、修正 3 点ですが、これについて、よろしいでしょうか。

(はい)

○**磯崎座長** それでは、そこが確認されましたので、この検討会の報告書に関連する議題としては、それで終了したことになります。

この後の、最終的に確定する、それから、おそらく公表、そのあたりの手続きについて、事務局からお願いします。

○**中澤補佐** 本日も大変長い議論をありがとうございました。

修正箇所について、事務局で修正いたしまして、磯崎座長にご確認をいただいた上で、最終的に報告書案の「案」を取りまして、報告書の完成としたいと思います。また、修正については、メールで委員の皆様にもご確認をいただくということで考えております。

報告書が完成いたしましたら、記者発表を行いまして、別紙や参考資料とともに環境省のウェブサイトに掲載することで考えております。

○**磯崎座長** この後の、この検討会の報告書の取り扱いと、最終的な位置づけですが、今のようになります。

報告書関連のところ、よろしいですか。

○**小幡委員** 物分かりが悪くてすみませんが、先ほどにもう一回戻るのですが、国内措置の態様について。

要するに、ここに書いてあることで、立法的、行政的、政策的に、組み合わせも含めて、いずれにするのかということは、自明であって、それは、明文はされていませんけども、環境省の局長にはご理解いただけるものと、また関係省庁の方もご理解いただけるものということでよろしいのですね。

検討すべき事項とかそういうのも入れないと。入れてはいけないという判断でした。そこを——最も大事なものは、やはりその組み合わせなりなんなりにしろ、実効性のあるもの、科学産業を進める、また、多様性条約、名古屋議定書を守るということですので、その辺がきちんと担保されていることなのですけども、この 28 ページとか 8 ページに書いてあることで、そうご理解いただいているということでもよろしいのですね。そこだけ確認させてください。

○**磯崎座長** 先ほどの議論でも、そのように考えられています。議定書の条文を引き出す必要もなく、どのような国内措置であるかの態様について、組み合わせを含めたいくつかのパターンについて、当然議論は必要で、その際には、繰り返しになりますが、8 ページや 28 ページに書かれてある、実質的にそういうものにならないといけないという枠組みは、この検討会として示しているという、そういう理解だと思います。

○**小幡委員** それで環境省の皆さんはよろしいのでしょうか。また、各省の方はそれでご理解いただいたと理解してよろしいのでしょうか。

○**堀上室長** はい。環境省としてはそういう理解でおりますし、この検討会のご意見を踏まえて、次の段階に進むということで考えております。

○**外務省** 今ほど炭田委員から、非常に重要な情報提供をいただいたと思うのですが、EUの規則、レギュレーションの関係で、事実関係だけちょっと確認をさせていただきたいなと思った点がありまして、私の理解で言えば、このEU規則案というのは、ある意味、法的というか、レギュレーションということで、それがEUの加盟国にもその部分は効力を持つ。各国は、そのルールについては個別に法律をつくらなくていいという、広く適用されるレギュレーションだというふうに認識しております。

中身については、骨格が非常に固まっていて、これについて、さらに詳細のアクトという、詳細版が出るというのは、私ちょっと存じておりませんでして、もしその辺、環境省さんなり、他省庁さんで情報を持っていただければ、事実関係としては有用だなというのが1点と、あと、適用の経過措置の話もちょっと触れられたんですけども、環境省さんでお配りになった参考資料3-2の一番最後のページにも、17条2.に、4条、7条、9条という形で書いていますけれども、名古屋議定書の発効の日から1年後に適用されるという、1年後というのがあります。EUのとある加盟国の方とも、先週、韓国の会議で会って、話したら、1年の猶予期間があるので、それまで準備しなきゃいけないといったようなことを言われていたということで、私の認識としては、その発効後1年がEU加盟国の猶予なのかなというふうな認識だということでございまして、もし何かこの件で環境省さんとか他省庁さんで、詳細が出るという情報があるのであれば、共有したいなど。

○**辻田係長** その前に、小幡委員へのご意見への回答をいただいたほうが、議事が混乱しないと思います。

○**外務省** わかりました。他省庁さんもいろいろご意見があると思うんですけど、外務省としての、私のコメントをさせていただきますと、まず、今回の検討会の報告書でございまして、これまで16回、検討会を開催して、私も何回か出させていただいた際に、報告書の位置づけでございまして、これまでも、この報告書というのは、有識者の委員の先生方の意見を反映するものだ。オブザーバーとしてもいくつかこれまで外務省もコメントさせていただいてはいたしましたが、オブザーバーのコメントは反映されなくて、委員の意見を反映するというので、その位置づけについても、パブリックコメントもされたわけですけども、外部の方々が誤解をされないように、検討会有識者の報告書ということの位置づけを、事務局が、冒頭にも明記するなどという説明あったんですけども、現時点では特にその辺の書きぶりがない中で、そういった位置づけは改めてしっかりしていただきたいなと思っております。

あと、熊様の話でございまして、熊様については磯崎座長も言われていたと思うんですけども、当方としては、入れ物がまず決まるというよりは、中身の議論が先で、中身が決まった上で、必要な箱がどういった形になるのかというのが決まってくるというのが、国内措置の設計に当たっては必要なのではないかと認識しております。

あと、一方で、中身の議論ということで、委員の先生方にじっくり検討していただいて、報告書の案が整理されているところですけども、一方で、遵守の措置につきましては、一定の対象については、除外なり、いろいろな配慮、あるいは利用者からの情報を求めないといったような部分も記載があり、あるいは負の影響を非常に与えるといったような記載もあるのですが、それについては、今後各省で検討をしていくに当たっては、これは事務局さんの方にお伝えしたいなと思っているんですけど



も、具体的に、なぜそうなのかといった点で、実態を踏まえて、なぜ情報提供を求めないことになるのかとか、負の影響など非常に厳しいものがあるとはどういうことなのかとか、産業界やいろんなところに負の影響があるという記載の理由ですね。それはなぜなのかというところが、今後、制度の検討に当たっては必ず問われる点ではないのかなと思っております。

この委員会の場でも、日本の利用者は、議定書が発効すれば、遺伝資源を海外から入手するに当たっては、ちゃんと提供国の国内措置に沿って、PIC、MATなり、そういう必要なものを取って入手してくるので問題ないという話もあったかと思うんですけども、そういった必要な手続きを経て入手しているのであれば、ちゃんとそれで入手しているということ、必要最低限の、当然秘密事項も含まれない形で、なぜ、お示しできないのか、要は当局なりに伝えるということがなぜ必要なのかとか、なぜそういったことになるのかという理由なり根拠が必要になるのではないかと考えます。

先ほど、EU規則案の話もありましたけど、EU規則案にも、遵守に当たっては、第7条とかには、利用者はチェックポイントに情報提供しなければならないといったことが書かれています。当然、日本としては、我が国の実態に沿った、産業界なり学術の取組が損なわれないように沿った制度になるということになると思いますので、日本としては、なぜそういった措置が必要なのだという、その理由が必要になってくるのではないかと考えている次第でございます。いかに日本の中の利用の実態を踏まえて検討をしていくのかということではないかなと考えます。

すみません、長くなりました。

**○経済産業省** 今日のお話を伺っていて、あと、それから先週、私も、ピョンチャンで開かれましたICNP3での議論等々を聞きながら感じたことなんですけれども、今日の議論でも出たのですが、遺伝資源に関する定義というのは、国内でもはっきりしないという意見がたくさん出てまいりましたし、あと、国際的にも、さすがに会場で言われる方というのはおられないのですが、全体的な雰囲気としては、やはり遺伝資源の対象というのははっきりしていないというような議論が出ていると考えております。

今回、この報告書を拝見してございまして、経済産業省で考える遺伝資源の範囲とは少し違うところがあるなというふうに受けとめてございまして、今まで環境省には、意見をお伝えしたり、あるいは資料等をお示しして、議論をしてきたのですけれども、どうもそこは、まだ現段階で折り合っていないと受けとめております。そういうところで、記述内容に関しては、いろいろ疑問点等あるところもございまして、今後、各省検討会の中では、そういう点も含めて、経済産業省としていろいろ意見をお伝えしていきたいと考えておるところでございます。

**○農林水産省** 今、小幡委員からのご質問にちゃんと答えるということが必要だと思いますので、お答えしますと、国内措置の態様に関して、私どもといたしましては、まさに内容の検討をこれから各省との間でやっていくというフェーズに入っていくと思っておりますので、それを踏まえまして、一番適切な形のものを決めていくという段階にあると理解しております。今の段階で何か予断をするといった状況ではないということをお伝えするというのができれば、回答になっているかなと考えているところでございます。

**○文部科学省** 先ほどの小幡委員からのご質問のところにつきましては、報告書(案)の8ページに書かれているような趣旨を勘案して、国内措置の態様については今後検討が必要なものと考えています。

**○炭田委員** 外務省さんが言われた中で、私が聞き間違ったのかも知れませんが、手続き上の負担は、利用者の側にある、という趣旨で言われた部分があったのではないのでしょうかね。

私が申し上げたいのは、今後の国内措置の犠牲者になる可能性があるのは、社会的な弱者の方です。

弱者には、おおくの負担に耐える余裕はないのです。そういう人たちがたくさんおられる。ですから、実態を把握して、国内措置をどう実施するかは、実務を担当している各省庁さんと、その管轄下にある遺伝資源利用者として協力し合いながら、負担を一緒になって担ぎながら解決していくようにして頂きたいと思います。外務省さんの立場では、そこから吸い上がってくることについて言われるのだと思いますが、作業の全ての負担について、利用者の側が言ってくれば考えますよ、ということではない。そういうことでいいですね。

○外務省 はい。

○炭田委員 それから、EU 規則案改訂版の中に、今後の手続きを確立するために acts を採択すると、(第 7 条を含め)3カ所ぐらいに書いてあります。その手続きを今後、注視する必要があります。

○磯崎座長 これは小さいことですが、今の環境省の訳だと、アクトが「行為」になっている、そこですね。7条の 4 項とか。

○辻田係長 あえてそのように訳しています。細かい内容ですので説明を省略していたのですが、参考資料 3-2 の当省の訳では、例えば後ろから 5 枚目、第 7 条の一番後ろのパラ 4 になります。例えばここに、「欧州委員会は、本条 1 項、2 項及び 3 項を実施するための手続を定めるため、実施法行為を採択するものとする」と書いています。ここは、原文では **implementing act** と書いてあります。

これは、EU の方から、**implementing act** とは、例えば日本でいうと施行規則のような法の下に位置づけられるものですか、もしくは、基本的な指針のような、どちらかという行政措置のような形にもなり得るというふうに聞いたことがありますので、ここではあえて「実施法」とは訳さず、「実施法行為」として、立法措置、行政措置のどちらでもなり得るような形で記載しています。

なお、ABS クリアリングハウスへのチェックポイントからの情報提供の間隔に関する記載というのは、この同じページのパラ 3 のところにもともとはあったのですが、現在は、権限ある当局は、ABS クリアリングハウス、欧州委員会、並びに、適宜、国内の権限ある当局に情報を送付するものとする、というように記載にとどまっています。

以上です。

○磯崎座長 それでは、これで報告書に関連する議事を終えます。

### 3) その他

○磯崎座長 次ですが、いくつか既に話題になっていますけれども、先週行われた ICNP3 について、紹介をお願いします。

○笠原係長 それでは、当方から ICNP3 の概要について報告をさせていただきます。

先週行って、帰国したばかりですので、紙としてお配りはできないのですが、口頭でご説明させていただきます。

既に何回か ICNP3 という言葉が出ておりますが、「名古屋議定書政府間委員会第 3 回会合」というものを日本語訳として使っております。2月 24 日～28 日まで、韓国のピョンチャンにて開催されました。ピョンチャンは、本年 10 月に開催されます生物多様性条約第 12 回締約国会議、COP12 の開催地になっております。ICNP 自体は、名古屋議定書第 1 回締約国会議、MOP1 と呼びますがけれども、これに必要な準備を行うための会合です。COP10 において 2 回開催されることが決定していて、ICNP1 が 2011 年 6 月にモンテリオール、ICNP2 が 2012 年 7 月にニューデリーで開催されております。COP11 にお

いて、3回目となる ICNP3 の開催が決定して、今回開催されたものになります。

今回第 3 回目の議題は、過去 2 回の ICNP での積み残しとなっていた議題と、ICNP2 の後に開催された COP11 で決定された議題について議論がなされました。積み残しの課題としては、例えば議定書が発効してから 2 年間の予算についてや、MOP1 の手続規則の検討、MOP1 の議題の検討、議定書第 10 条に係る多国間の利益配分メカニズムの必要性及び態様、議定書第 14 条 4 項に係る ABS クリアリングハウスの運用の態様、議定書第 22 条に係る能力開発・能力向上並びに人的資源及び制度的能力の強化を支援するための措置、議定書 30 条に係る議定書の遵守を促進し及び不履行の事実に対処するための協力的な手続及び組織的な制度、というものがありません。

COP11 で決定された議題としては、議定書第 29 条に係る監視と報告、また、議定書第 19 条、20 条に係る契約条項のひな形、行動規範、指針、最良の実例、基準の作成等に係る意見交換、また、議定書の実施状況に係る意見交換というものがなされました。

各議題については、さまざまな議論が行われましたが、今回の ICNP3 では、全ての議題を一読するためということで、効率的な議論が求められまして、同じような意見は言わないようにと議長からも何度も要請がありました。実質的な議論というものは MOP1 に持ち越すものが多く見られています。ICNP3 から MOP1 に向けた勧告の一部には、ブラケットがついた状態のままになっているものもあります。

各国の状況については、ご存じのとおり、本年 7 月 7 日までに 50 カ国が締結しますと、その 90 日後に議定書が発効します。そうすると、COP12 において、COP/MOP が開催されることとなります。ICNP3 の開会の際に、ジラス CBD 事務局長より、現在 29 カ国が締結していることと、また、コンゴ、ギアナ、グアテマラ、リビア、マダガスカル、ナミビア、ニジェール、パキスタン、サモア、イエメンの 10 カ国の締結が目前であるということが述べられました。

また、EU の規則案について、今も話題に上っておりますけれども、3 月 11 日に欧州議会の本議会で投票が行われること、4 月に EU 理事会で審議されるということ、同時に、欧州議会が議定書の締結の同意を行って、最終的に EU 理事会が規則を採択し、締結のための寄託を行うということの説明がありました。ただし、どの程度の EU 加盟国が 7 月 7 日までに締結できるかは未定で、これ以降は、各加盟国の国内における手続きの状況によるという発表がありました。

今回の ICNP3 では、10 月の COP12 で MOP1 を同時に開催することを想定した議論というものがなされる一方で、個々の議論の中では、COP12 で MOP1 を開催できないということもあり得るのではないかと指摘も一部の国からあったということも事実でした。

以上、簡単にご説明させていただきました。

**○磯崎座長** 先週の時点での動きについてですが、これについてはよろしいでしょうか。

**○炭田委員** 議定書がいつ発効するかは各国政府や条約事務局の最大関心事ですが、利用者が遵守するのは各提供国の国内法なので、そういう観点からも見ていました。サイドイベントで、カナダの調査機関がスイス政府の資金援助を得て、世界のいろいろな国の ABS 法の制定状況に関して調査中で、その中間報告の資料が配布されました。これまでに、29 カ国が名古屋議定書を批准したけれども、議定書の全ての条項を満足する法律を制定している国はまだ、ないと結果です。批准国で名古屋議定書採択後に法律案をつくった国もほとんどない。

名古屋議定書が今年 10 月の COP12 で発効したとしても、その時までには ABS 国内法を制定した途上国が激増するとは今の状況では考えにくいから、利用者の目線から見たら、実質的な状況は、今とあま

り変わらない。

議定書が発効するという事は、各国政府や条約事務局にとって非常に重要なことだけれども、利用者の目線から見れば、これまでのような状況が、当面、続く可能性があると感じています。

○磯崎座長 ICNP3 の追加情報です。

○藤井委員 第 10 条に関して、どんな議論がされていたのか、教えていただければと思います。

○辻田係長 第 10 条に関しては、環境省ではなく、外務省さんが中心になってフォローされていたようなのですが、可能であれば外務省さんから説明していただけますか。

○外務省 今回の会議の議論の位置づけにつきましては、リコメンデーションという形で整理して、COP/MOP に送られることになるわけですが、第 10 条につきましては、細部にわたったサブスタンスの議論を行ったというわけではなくて、第 10 条の条文にもございますけど、仕組みの必要性和モダリティを検討することになってはいますが、まずは、必要性があるかどうかというところの検討をやるということで、例えば議定書の実施の状況、各国の実施の状況を見たらどうかとか、あるいは、その他の国際的な、似たようなフォーラムの場で検討をされているような状況を見たらどうかとか、そういった枠組みの中で、例えば *transboundary* の国境を越えたものとか、伝統的知識とか、*in situ* や *ex situ* の遺伝資源などについてのいろんなところでの検討状況とか、そういったものについてまずは調査をやったらどうかといったことが、リコメンデーションの中に入っているというのが大きなところでございます。

○藤井委員 ということは、まだ実質的な議論じゃなくて、これからやるぞ的な議論。

○外務省 ええ。必要性があるかどうかというところの検討をするために、いろんな調査をまずしたらどうかというところの段階だと認識しております。

○藤井委員 どうもありがとうございます。

○磯崎座長 そのほか、この関連ではよろしいですか。

○吉田委員 関連する質問なんですけど、先ほど、炭田委員からは、提供国で法律をつくったことがないという、現在状況のお話がありましたけど、この私たちの検討会の報告書（案）の中にも、例えば 4 ページでマレーシアのこととか書いてありますけども、先ほど、必要な修正はしたので、これはまだできていないということなんだろうとは思いますが、いくつか、例えばスイスなんかも、今後、国会での審議が行われるとか、マレーシアでもこういうことを別途定めることとしている、みたいな形ではあるんですが、このあたりが、どのぐらいの日程でできてくるのかとか、そういうような情報というのはございますか。

○笠原係長 マレーシアに、個別にヒアリングを行おうとしたのですが、*「基本的にはドラフトなので、詳細について今はお答えできない」* ということを言われまして、それが実際のところなんです。スケジュール感についても、あまり明確にはお答えはいただけませんでした。

スイスについては、プレナリー、本会議の場でも発言はあったのですが、まだ検討を継続しているということで、そこでもスケジュール感についての発言はなく、ただ、具体的にチェックポイントだったり、*デュエリジェンス* のシステムというものを検討しているというよう発言がありました。

○炭田委員 私もそのことに興味あったから、いろいろ聞いてみたのですが、結論から言うと、誰に聞いたかによって答えが違うから、何もはっきりしたことは言えない。だから、そういう意味では、以下は何のステータスもない情報です。

マレーシアはまだコンサルテーションが必要であり、7月上旬というのは難しいだろうなという感触

ですね。スイスに関して、7月上旬は手続き上、微妙という感じですね。

オーストラリアも7月上旬は微妙という感じです。手続き上の問題と、遺伝資源提供国という立場に立てば利用国の措置とのマッチングの検討も必要だから、7月は微妙なのではないか。カナダ、ニュージーランド等は早急には批准できないのでないか。

韓国も、人によって見通しが違いますね。ふたを開けないとわからない。

EUの批准に向けてのスケジュールは各加盟国によって国内の検討状況が異なる。これも誰に聞くかによって答えが違う。

COP12の90日前までに50カ国が批准しないとCOP12では発効しないから、現在は微妙な状況であり、7月上旬が来ないとわからないというのが結論です。

**○磯崎座長** ICNP3と関連情報ですが、よろしいですね。

**○辻田係長** すみません、資料2-2の意見一覧についてなんですが、先ほど藤井委員から、意見数の欄について、個人の意見と団体意見とを分けて記載できないかのご提案をいただきました。休み時間に確認したところ、作業が難しいということだったので、このままとさせていただければと思います。申し訳ございません。

**○磯崎座長** 技術的に、時間的に難しいということですので、そこは、今日、最初のほうで議論をした項目です。

これで今日の議題、報告書の取りまとめに関する部分、それから、現段階での新しい動向についてというので、無事議事を終えることができました。

最初の星野局長の挨拶にもありましたけれども、1年半で、非常に細かい議論、それから、この報告書の前提条件になる事柄や基本原則のところにあるように、はっきりしないことや幅があることで、この委員会が勝手に幅を決めることができない項目というのはいくつかあって、非常に難しい議論をお願いしてきたところです。検討会の1年半だけではなくて、その前に懇談会という形で、大体同じメンバーで、その前も1年、2年にわたって議論をしてきていて、今回、検討会という形で報告書の取りまとめができました。途中、議事の進行であったり、あるいは時間的にも、今日もそうですが、ちょっと早目ですけれども、5時間とか、あるいは6時間、7時間というような、非常に長い時間で議論をいただかなければいけないというようなこともあって、そういう中でも、皆様、委員の方々、その他の協力を取りまとめができましたので、座長として改めてお礼を申し上げます。

それでは、事務局のほうへお返しいたします。

**○中澤補佐** ありがとうございます。磯崎座長を初め、各委員の方におかれましては、平成24年9月から16回にわたり大変ご熱心な議論をいただきました。今回の検討会をもちまして、報告書取りまとめとさせていただきたいと思います。

最後に、亀澤課長よりご挨拶を申し上げます。

**○亀澤課長** 局長が国会の方に行っておりますので、かわって私から一言ご挨拶を申し上げます。

本日も長時間にわたりましてご議論いただき、ありがとうございました。

報告書に加えまして、パブコメへの対応等も含めて、委員の方々にご確認をいただいた上で、今月末までに最終的な取りまとめをしたいと考えております。

国際的には、議定書の発効が話題になるくらいにまで締結する国が増えつつありますけれども、そういう中で、議定書が採択された地であります我が国の動向も注目されていると思います。そうは言いますが、我が国には我が国の実態、事情がありますので、今後は、この報告書はもちろんですけれども、こ

れまでの議論の過程も十分踏まえて、さらには、他国の動きも見ながら、我が国なりの国内措置について、より具体的に、その中身、さらにはそれに応じた態様等について検討する次のステップに進んでいきたいと考えております。次のステップでは、関係省庁間で議論を深めることとなりますけれども、その過程でも、委員の皆様をはじめ、関係各方面のご理解・ご協力を引き続きいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

磯崎座長を初め、委員の皆様方には、これまで1年半以上、16回の長きにわたりまして、幅広く、かつ密度の濃い議論をしていただいたことに改めて感謝申し上げます。締めくくりに挨拶いたします。

本当にありがとうございました。

○中澤補佐 以上を持ちまして、本日の検討会を終了させていただきます。ありがとうございました。

以上